

事業一覧

1 平成 29 年度新規・充実事業

(1) 基礎学力の定着 (22 ページ参照)

平成 28 年度に改訂した新学習カルテ共通様式を活用して、学習状況や学習の仕方の工夫について自ら解決できるようにする。

学習指導講師による土曜日及び放課後の補習を、算数・数学、英語に加え理科について実施する。

(2) 理科教育の推進 (24 ページ参照)

今年度から区立中学校に中学校理科指導員を派遣する。また、小学校理科支援員は、平成 28 年度各学級 7 時間派遣だったものを、平成 29 年度から各学級 20 時間派遣に変更する。

(3) ICT 教育の推進 (29 ページ参照)

平成 27 年度より実施している ICT 活用推進モデル校の事業成果を踏まえ、平成 29 年度は区内の小・中学校全校に ICT 機器(スライドレール型電子黒板・タブレット PC・書画カメラ・無線 LAN 環境等)を整備し、ICT ツールを駆使した新しい教育を本格的に展開する。

(4) 不登校施策の充実 (55 ページ参照)

適応教室「つばさ」について、今年度より 3 年間、都適応指導教室機能強化モデル事業を活用し、各教室への活動補助員の配置とタブレット端末導入による学習環境の充実を図る。

(5) 体力向上の推進 (28 ページ参照)

小学校の体力向上モデル校 40 校(平成 28 年度は小学校 20 校、中学校 5 校)において、体育・健康教育授業地区公開講座を実施するとともに、体育指導補助員を派遣し、低学年体育の授業の改善・充実を図る。

(6) 読書学習司書の配置 (27 ページ参照)

学校図書館を基軸とした学校における読書推進・学習支援を行うため、平成 28 年度より小学校 20 校、中学校 10 校に配置を開始した。平成 29 年度は小学校 20 校、中学校 10 校に新規配置する。

(7) 校内防犯カメラの設置 (54 ページ参照)

今年度から全区立中学校の校内に防犯カメラ等を設置し、生徒の学校生活や施設の防犯・安全体制の強化を図る。平成 29 年度は中学校 14 校に設置する。

(8) (仮称) 大田区の歴史散策ガイドブックの作成 (80 ページ参照)

現在発売中の『おおたの史跡めぐり』の内容を大幅に見直し、情報量を増やして地域別に分冊したガイドブックを作成する。今年度は「六郷・羽田」編、「糀谷・蒲田」編を刊行予定。

2 教育指導

(1) おおたの子どもポスター

目的 児童・生徒、教師、保護者の姿を示した「おおたの子どもポスター」を教室に掲示し、三者の果たすべきことを明確にする。児童・生徒が真剣に学び、教師がわかるまで教え、保護者が学びを支えることで、教室を「意欲あふれる学びの場」となるよう推進する。

内容 全ての区立小・中学校に配布し、各教室の前面上部に掲示する。

沿革 平成 24 年 12 月に各学校に配布、平成 26・28 年度に追加配布

(2) 土曜授業の実施

目的 授業時数を確保し、児童・生徒の確かな学力の定着を目指すとともに、学校週 5 日制の趣旨を踏まえ、学校公開等を通じて開かれた学校づくりを推進し、保護者及び地域住民等との連携を一層強化する。

内容 確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室及び保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業等を実施する。

方法 年間 3 回以上（各学期 1 回）振替をとらない土曜日の授業を実施する。
原則第 2 土曜日とする。
授業時数は 3 時間以上とする。

沿革 平成 21 年度から実施

(3) 小中一貫教育の確立

目的 義務教育 9 年間で確かな学力・人間力を身に付けた子どもを育てるため、これまでの小中連携を一層充実させた小中一貫教育を確立する。

内容

ア 「小中一貫重点観点・重点指導事項の作成及び学習指導の工夫」、「規範意識向上プログラムに基づく生活スタンダードの作成及び生活指導の充実」、「小中一貫「体力向上全体計画」の作成及び取組の推進」の実施

イ 「平成 28 年度小中一貫教育推進計画」の策定

ウ 公開授業の実施（ホームページ上で開催情報等公開）

対象 全ての区立小・中学校

沿革 本区においては平成 16 年度より、小中連携教育を推進

平成 23 年度より、これまでの小中連携教育を一層充実、発展させた「大田区小中一貫教育」を推進

平成 23・24 年度大田区教育委員会教育研究推進校事業の一環として「小中一貫教育推進モデル校区（志茂田中学校区）」を指定し、2 年間にわたって小中一貫教育の研究実践を進めるとともに、その研究成果を広く区内に還元する研究発表会を実施

その後、「大田区小中一貫教育」重点取組を掲げ、全ての区立小・中学校において、小中一貫教育を推進「大田区小中一貫教育プログラム～小中一貫教育実践の手引き～」を平成 28 年 3 月に作成

(4) 特色ある教育活動の推進

目的 「おおた教育振興プラン 2014」の着実な推進に向け、各学校の自立的経営改革を促すことにより、児童・生徒の「生きる力」の育成に資する、特色ある教育の推進を支

援する。

- 内 容** 以下の特色ある教育活動に取り組み、その成果を継続するとともに当該教育活動の一層の充実を推進するため、対象校(7校程度)を募集し、指定校に経費を支出する。
ア 過去3年間の区教育研究推進校としての実績又は同等以上の研究実績に基づく教育活動
イ 大学・専門学校等との連携を図った教育活動
ウ 教育委員会が優れた企画と認めた教育活動
- 沿 革** 平成28年度から実施

(5) 大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラムの推進

- 目 的** 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義を学ぶとともに、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することで国際理解を深める。
- 内 容** オリンピック・パラリンピック教育推進事業を全校で展開し、「ボランティアマインドの醸成」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を重点的に育成する。
- 沿 革** 平成28年度から実施

(6) 大田区学習効果測定

- 目 的** 教育課程や指導方法等にかかわる自校の成果や課題を明確にし、各学校が授業改善推進プランの作成や年間指導計画の充実・改善を図るとともに本区の教育施策に生かす。
- 内 容** 区立小学校第4～6学年児童及び区立中学校全生徒を対象に実施する。小学校第4～6学年は国語・算数・社会・理科、中学校第1学年は国語・数学・社会・理科、中学校第2・3学年は国語・数学・社会・理科・英語について学習指導要領に示されている教科の目標や学習内容の基礎的・基本的な事項などの定着状況を同一基準によって把握・検証する。
- 対 象** 区立小学校第4～6学年児童、区立中学校全生徒
- 沿 革** 平成20年度から実施

(7) 学習カルテ・学習カウンセリング

- 目 的** 児童・生徒一人一人の学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる。
- 内 容** 日常の学習及び大田区学習効果測定の結果等に基づき、児童・生徒一人一人の学習内容の定着状況を把握し、学習カルテを作成する。学習カルテを基に教師との学習相談(個人面談・学習カウンセリング)を実施し、児童・生徒一人一人の学びを支援する。
- 沿 革** 平成21年度に学習カルテ及び学習カウンセリングの手法についての検討を開始
平成22・23年度にモデル校において小学校第2学年及び中学校第1学年による実践的な研究及び研究成果の普及を実施
平成24年度から、全ての区立小・中学校で実施
平成28年度に学習カルテを改訂し、平成29年度より配布

(8) ステップ学習の全校実施

- 目 的** 積み重ねの教科であり、また他の教科の基礎でもある算数・数学について、何が身に付き何が身に付いていないのかを細かに児童・生徒及び保護者に伝えながら、家庭

学習や補習教室による繰り返しの学習を支援し、確かな学力の向上を図る。

内 容

- ア** 1年間に学習する内容を一覧にしたステップ学習チェックシートを区立小学校第1学年児童から区立中学校第3学年生徒に配布する。
 - イ** 学習の定着状況を確認プリントで把握し、その状況をチェックシートで家庭に伝える。
 - ウ** チェックシートで示した内容ごとに補充プリントや発展プリントを配布し、家庭学習を支援する。
 - エ** 学習指導講師による補習教室を放課後や土曜日に開催し、チェックシートで示した内容ごとに用意したドリルプリントにより、学習内容の定着を支援する。
 - オ** 小学校においては、東京ベーシックドリルの練習シートは、年間1回以上実施する診断シートの結果により習熟が不十分である児童に対して、学習の復習等に活用する。
- 対 象** 区立小・中学校の全児童・生徒
- 沿 革** ステップ学習は平成21年度から小学校第3学年から中学校第3学年を対象に開始、平成26年度から第1学年から対象を拡大

(9) 習熟度別少人数授業の推進

- 目 的** 小学校算数(第3学年以上)、中学校数学・英語の習熟度別指導(少人数指導)を行うための講師を各学校に配置する。
- 内 容** 小学校59校、中学校28校において各学年の学級のうち2学級を三つのグループに分け、1学級の場合は二つのグループに分けることを基本に、少人数の習熟度別授業を展開する。
- 対 象** 区立小・中学校の児童・生徒
- 沿 革** 平成15年度に算数・数学で開始、平成16年度に英語も加えて開始
平成29年度に小・中学校において少人数展開しても1グループ当たり、25名以上になる場合は学校に対して習熟度別少人数指導特別講師を増員し、個に応じたきめ細かい指導を一層充実

(10) 補習教室の実施

- 目 的** 算数・数学及び理科の基礎基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を図るために、学習指導講師が放課後及び土曜日に補習教室を開き、学習を支援する。
- 内 容** 算数・数学・理科は統一したドリルプリント等による学習支援、英語は原則として英検4級・5級用テキストによる学習支援を行う。補習教室は、区内全校で放課後及び年間6回以上の土曜日に実施する。
- 対 象** 区立小学校第3～6学年児童、区立中学校生徒のうちの希望者及び学習内容が未定着と認める児童・生徒
- 沿 革** 平成19年度から実施
平成29年度より中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を加えた。

(11) 学習指導講師

- 目 的** 児童・生徒の基礎学力の定着を図るために、小学校教諭免許状又は中学校教諭免許状を有する者及びそれに準じる能力を有する者のうちから選考の上、学校に配置し、補習教室や授業中の指導補助に当たる。
- 内 容** 小学校第3学年児童から中学校第3学年生徒までの算数・数学及び理科並びに中学校英語の基礎学力の定着を目指し、学習指導講師が放課後及び土曜日の補習教室における指導や授業中における指導補助を行う。
- 対 象** 全ての区立小・中学校に配置する。

沿 革 平成 19 年度から開始

(12) 中学校理科教育指導員の配置

目的 専門性の高い理科教育指導員による指導・助言を踏まえ、中学校理科教員の指導内容・方法の質的向上、授業改善などについての環境づくりを目指す。

内容 3名の理科教育指導員が、巡回指導校を担当し、各中学校の情報を収集し、必要な方策及び支援を計画する。

巡回校の校長に適宜報告、連絡、相談を行うとともに、調整を図り、実態把握や指導方法改善のための助言、支援、指導の補助等を実施する。

対象 大田区立中学校全 28 校

(13) サイエンスコミュニケーション科

目的 知的探究心や理科学習で得た知識の活用、科学史・最先端技術・知識等を体系的に取り入れた科学学習プログラムとして「サイエンスコミュニケーション科」を新設する。理科や生活科との関連を踏まえるとともに、他の教科等においても科学的事項の取り扱いを体系的に取り入れた学習により、児童の科学についての興味・関心を深める。また、学習においてコミュニケーション活動を意図的に設定することによって科学に関する理解を一層深めさせて、将来の大田区、ひいては日本のものづくりを支える人材の育成を目指す。

内容 大田区立清水窪小学校の全学年において、新教科「サイエンスコミュニケーション科」を新設し、各学年 35 時間実施する。第 1・2 学年は 35 時間増時数、第 3～6 学年は総合的な学習の時間を 35 時間削減し、新教科にあてる。

沿 革 平成 23 年度から大田区立清水窪小学校をおたサイエンススクール大田区理科教育研究推進校に指定

平成 25 年度から大田区立清水窪小学校を文部科学省教育課程特例校に指定しサイエンスコミュニケーション科を設置

(14) おもしろ理科教室

目的 科学・技術分野を専門とする人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や、先端科学技術に関する実験の演示・体験活動を行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに小学校教員の理科指導力の向上を図る。

対象 区立小学校第 3～6 学年児童

内容 小学校第 3～6 学年理科における観察・実験等の体験的な学習について、「おた理科博士」や「理科支援員」を対象学級に配置し、教員が作成した指導計画のもと、教員の支援を行う。

沿 革 平成 19 年度からおた理科博士によるおもしろ理科教室及び理科支援員の派遣を開始、おもしろ理科教室は各学級 3 回 3 時間ずつ実施、理科支援員は各学級 6 回 3 時間ずつ派遣

平成 21 年度からおもしろ理科教室は各学級 1 回 2 時間実施、平成 23 年度から理科支援員は各学級 14 時間派遣に変更

平成 28 年度から理科支援員は第 3 学年から第 6 学年を対象に各学級 7 時間派遣に変更

平成 29 年度からおもしろ理科教室は各小学校第 5・6 学年いずれかの学年実施、理科支援員は各学級 20 時間派遣に変更

(15) 国際理解教育の推進（英語教育推進リーダー中央研修・還元研修）

目的 中学校英語教育推進リーダーを育成し、各校における英語教育の一層の充実を図る。

内容 学習指導要領及び新しい英語教育の在り方の趣旨に沿った指導や評価の実現に資する研修（生徒の総合的なコミュニケーション能力の育成、英語を用いた言語活動が中心となった授業、生徒の英語学習に対するモチベーションの向上、生徒の英語による言語活動が中心の指導方法、基本的に英語で行う授業、4技能の能力を適切に測ることができる評価法）

対象 大田区立中学校外国語（英語）科全教員

(16) 国際理解教育推進委員会の開催

目的 国際都市おおたを標榜する本区において、未来を担うグローバル人材の育成のための教育施策の方向性を検討する。

内容 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発、その他必要な事項及び効果的な外国語活動・英語学習の在り方について検討する。

沿革 平成26年度に設置

(17) 大田区外国語活動

目的 国際理解教育の一貫として、児童が外国人や英語に直接触れることにより、外国の文化や英語に対する興味・関心・意欲を育て、将来国際人として活躍できる素地を培う。

内容 小学校第1・2学年（各学年8時間）は「英語に触れる」、小学校第4学年（12時間）は「英語で伝える」ことをテーマとして、挨拶、歌、ゲーム、自分のことを互いに伝えるなどの活動を行う。また、全ての時間において外国語教育指導員を配置する。

沿革 平成27年度から全ての区立小学校で実施
平成29年度から小学校第3学年は35時間実施

(18) 英語カフェの実施

目的 児童・生徒が外国語活動や英語の授業で学習した内容を実践的に活用する機会を充実させる。

内容 各学校において、外国語教育指導員が配置された日に、放課後や休み時間等を利用して、外国語教育指導員と英語のみでのコミュニケーションを楽しむことのできる時間や場を設定する。

沿革 平成26年度から全ての区立小・中学校で実施

(19) イングリッシュキャンプ

目的 多様な国の外国人講師とともに英語で実施する様々なアクティビティを通して、異文化理解を深め、学んだ英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

イングリッシュキャンプを通して学んだことを学級や校内に広げる取組を通して、大田区外国語活動や英語カフェ等の活性化を図る。

内容 様々な国の外国人講師と一日英語を使って活動する。様々な国の食べ物、スポーツ

など世界の国の文化を学んだり、自分のことや学校、地域について英語で紹介したりする。

対象 平成 28 年度区立小学校第 5 学年全学級から 2 名ずつが参加だったが、平成 29 年度から第 5・6 学年の希望者の参加に変更

沿革 平成 27 年度から実施

(20) 中学生の海外派遣

目的 海外でのホームステイをとおして、外国の生活や文化の理解、並びに外国語(英語)の習熟等を図り、国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな生徒の育成を目指し、派遣後、成果を各学校の諸活動の進展に資することを目的とする。

対象 区立中学校第 2 学年生徒 56 名

沿革 昭和 49 年度より開始し、平成 5 年度(第 10 回)からは、西海岸コースに加え、東海岸にも生徒を派遣し、本区と姉妹都市提携を結んでいるセーラム市でのホームステイを実施

平成 15 年度は国際情勢不安のため中止

平成 16 年度(第 20 回)は平成 15 年度の中止を受け、各中学校第 2 学年生徒 2 名・第 3 学年生徒 1 名の派遣としたが、平成 17 年度(第 21 回)からは区立中学校第 2 学年生徒 2 名を派遣

平成 18 年度(第 22 回)からは、両コースともに東海岸コースにし、派遣生徒全員がセーラム市長へ表敬訪問

平成 23 年度(第 27 回)からは、工業が盛んなドイツのブレーメン市へのコースを新設

(21) 国語教育の充実

目的 基礎・基本の確実な定着を図るため、国語教育を重要課題の一つとして位置づけて、全校で国語力の向上を図る。

内容 「大田区小学生漢字検定」「読書活動の推進」「作文指導の充実」「話し合い活動」の充実を図る。

平成 28 年度の取組 「朝の読書」等の一斉読書 全小・中学校にて実施、「大田区小学生漢字検定」 全小学校にて実施、「学習における図書の活用事例集」の作成

対象 区立小・中学校の児童・生徒

沿革 「朝の読書」等の一斉読書は平成 15 年度から、小学校 30 校、中学校 11 校で開始し以後各校に拡充、「大田区小学生漢字検定」は平成 16 年度から開始

(22) 作文指導教材

目的 学力向上の重点施策の一つである「国語力の向上」を踏まえ、大田区教育研究会小学校国語部が作成した教材を効果的に活用し、児童の「書く力」の向上を図る。

内容 低学年・中学年・高学年ごとの 2 学年単位で学習する作文の補助教材「書くって楽しいね」を冊子として作成し、児童に配布する。併せて作文指導事例集も各校に配布し活用を図る。

対象 低学年用、中学年用、高学年用をそれぞれ区立小学校第 1・3・5 学年児童に配布する。

沿革 平成 16 年度に、作文補助教材「書くって楽しいね」第 1 版を作成、平成 19 年度、平成 25 年度に、時宜を得た内容について指導できるよう 2 回改訂

(23) 読書活動の充実

目的 大田区子ども読書活動推進計画のもと、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実を図る。

内容

ア 国語力向上委員会読書活動部会による実践紹介、資料提供

イ 読書の時間や機会の確保、読書週間の取組

ウ 読書指導計画の作成など、児童・生徒の読書意欲を高める指導の充実

エ 読書環境の整備など、調べ学習における読書活動の充実

なお、平成 28 年度から読書相談、選書・購入、資料探し・調べもの学習・授業の支援、区内公共図書館や地域ボランティアとの連携等、司書教諭の補助を行う「読書学習司書」を設置している。(平成 28 年度は小学校 20 校及び中学校 10 校に配置、平成 29 年度は小学校 20 校及び中学校 10 校に新たに配置予定)

対象 全ての区立小・中学校

沿革 平成 19 年度から実施

(24) 日本語特別指導の充実

目的 今後、国際化の進展が予想される中、「外国人にとって暮らしやすい地域社会を実現する」という方針の下、日本語特別指導の充実を図る。

内容 区立小学校第 1 学年から区立中学校第 3 学年までの児童・生徒を対象にした通級型の日本語学級を蒲田小学校、蒲田中学校に設置し、集中的な初期指導 60 時間を終了し、通級を希望する児童・生徒に指導を行う。60 時間を上限とした集中的な初期指導は、対象児童・生徒の在籍校へ指導員を派遣する。

多言語にも対応し、日本語指導の質の向上を目指して、専門業者に指導員派遣を委託している。

日本語特別指導の在り方を協議するために、日本語指導検討委員会を設置し、よりよい日本語特別指導を推進する。

沿革 昭和 63 年度から日本語指導、平成 17 年度から日本語特別指導の実施。平成 21 年度に小学校の日本語学級が認可され、平成 22 年度に中学校の日本語学級が開始

(25) 生活指導の徹底・充実

目的 児童・生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。

内容

ア 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」により、児童・生徒の不登校を解消する。

イ 生活指導主任対象の研修を通し、生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。

対象 区立小・中学校教員及び生活指導主任

沿革 大田区立学校における不登校問題解決要綱は、平成 17 年度に制定

(26) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の充実

ア **目的** 「総合的な学習の時間」の趣旨を生かし、各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫をし、特色ある教育活動を実施する。

イ **内容** a 国際理解教育 b 情報教育 c 環境教育 d 福祉・健康教育
e 地域・郷土学習 f ボランティア学習 g その他

ウ **対象** 区立小・中学校の児童・生徒

エ **沿革** 平成 12 年度から開始

ものづくり学習の推進

- ア 目的** 「工場のまち」の特色を生かし、区立小・中学校において、区内民間工場等に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、創造性に富み郷土を愛する心を培う。
- イ 実績** ものづくり教育・学習フォーラム(第15回 平成29年1月21日 於:大田区産業プラザPiO 参加人数 6,850名)
ものづくり科学スクール(年10回 参加人数 170名 共催のアルプス電気株式会社技術者が講師として指導)
- ウ 対象** 区立小・中学校の児童・生徒
- エ 沿革** 平成12・13年度の2年間「文部科学省ものづくり学習振興支援事業」の推進地域としての指定を受け、ものづくり学習の研究を推進
平成14年度からものづくり教育・学習フォーラムを開催
平成15年度からものづくり科学スクールをアルプス電気株式会社の協力を得て、開催

日本の文化・伝統学習の推進

- ア 目的** 地域社会の歴史、伝統・文化、産業等について理解を深め、郷土への愛着を育てる。児童・生徒による和楽器の演奏会を実施し、和楽器に触れて親しむことや海苔すきの体験学習などを通して、日本の伝統・文化のよさを考える。
- イ 実績** 「日本の伝統・文化の継承をはかる指導」
実践校では、様々な伝統・文化の体験学習等、外部講師を招いて実習・地域の産業に関わる工場見学や技術者の講話の実施(海苔すき、とんびだこ製作、茶道、華道、将棋、囲碁、琴、三味線等を区立小・中学校で実施)
- ウ 沿革** 平成16年度から実施

(27) 中学生の職場体験

目的 生徒が自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出す。

内容

- ア** 中学校生徒職場体験連絡協議会(年1回)
- イ** 受入事業所一覧の作成と配布
- ウ** 各中学校において3日間以上の職場体験の実施
- エ** 「中学校生徒職場体験実践報告書」のとりまとめ
- 対象** 区立中学校第2学年生徒
- 実績** 平成28年度は、3日間の職場体験をした学校26校、4日間1校、5日間1校
- 沿革** 中学生の職場体験は、以前より各学校で実施されているが、平成17年度から各中学校において3日間以上の職場体験を開始

(28) 体力向上推進委員会の開催

目的 体力について専門的に研究している学識者をはじめ、関係部局、小・中学校長、教育委員会などで委員会を組織し、科学的な根拠に基づく本区における有効な総合的体力向上施策を検討し実施する。

- 内容** 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発及び必要な事項を検討する。
- 沿革** 平成26年度に設置

(29) 体育・健康教育授業地区公開講座の実施

- 目的** 保護者や地域住民が体育・健康に関する授業等を参観するとともに、子どもの体力向上について協議し、学校・家庭・地域の取組を推進する。
- 内容** 「体力向上モデル校」を指定し、体育・健康教育の授業公開や体力調査結果に基づく体力向上の取組についての研究発表や講演会を実施するとともに、教員と保護者、地域住民による意見交換会を開催し、子どもの体力向上の具体策について協議する。
- 沿革** 平成 26 年度に小学校 2 校で実施。平成 27 年度は小学校 9 校、中学校 3 校を指定。なお、平成 28 年度は小学校 20 校、中学校 5 校を指定。平成 29 年度は、小学校 40 校を指定した。

(30) 体育指導補助員の配置

- 目的** 体育指導補助員を配置し、小学校低学年体育の授業の改善・充実を図る。
- 内容** 体力向上モデル校を指定し、小学校においては体育指導補助員を週 4 時間、年間 35 週配置する。
- 沿革** 平成 27 年度から、体力向上モデル校の小学校 9 校で実施
平成 28 年度は、体力向上モデル校の小学校 20 校で実施
平成 29 年度は、体力向上モデル校の小学校 40 校で実施

(31) 小学生駅伝大会の実施

- 目的** 大田区のスポーツ振興及び小学校教育の一環として、小学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上事業の成果を発表する場及びスポーツ振興・児童同士の交流の場とすることを目的として実施する。
- 内容** 全ての区立小学校が、第 5・6 学年児童男女各 3 名、計 12 名を 1 チームとして編成して参加する駅伝記録会を実施する。大田スタジアム特設周回コースを使用する。
- 沿革** 平成 24 年度から小学生駅伝大会を多摩川緑地にて実施、平成 24 年度と平成 25 年度は区立小学校 30 校ずつが参加、平成 26 年度から全校による小学生駅伝大会を大田スタジアムにて実施

(32) 学校公開の実施

- 目的** 学校教育の状況を保護者・地域の人々に公開し、信頼される学校づくりを推進する。保護者・地域の人々に開くことによって学校改善を推進する。
- 内容** 毎学期ごとに数日間の学校公開を行う。年 1 回は週休日に教科の授業を公開する。
- 対象** 全ての区立小・中学校
- 沿革** 学校公開は、以前より各学校で実施されているが、平成 21 年度から保護者による授業評価を開始

(33) 小・中学校 ICT 教育の充実

- 目的** 児童・生徒が主体的に目的や条件に応じて、情報の処理、加工、創造、発信ができる「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」といった「情報教育」を推進し、情報活用能力の向上を図るとともに、整備された環境を最大限に活用するため、児童・生徒の情報モラル・情報リテラシーの向上と定着を図る。また、ICT 機器やデジタルコンテンツを活用した授業により、「わかる授業」や「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を目標とした授業改善に取り組み、授業の質の向上を図ることによって、確かな学力の定着を目指す。
- 内容** 電子黒板やタブレット PC などの ICT 機器を積極的に授業に活用することで、児

童・生徒の学力の定着と学ぶ意欲の伸長を図るため、ICT活用推進モデル校（北糶谷小、蒲田中）を設置し、ICTの授業への活用方法を研究し、その成果を全校で共有する。ICT活用推進モデル校の研究成果を多くの学校に伝え、ICT教育の重要性を広めていく。

平成29年度に全小・中学校の普通教室にスライドレール式電子黒板と書画カメラ、児童・生徒用タブレットを40台ずつ（21クラス以上の大規模校には80台）配備することを決定。

沿革 平成26年度に全中学校に43台のタブレット型パソコンを導入するとともに、ICT活用推進委員会を立ち上げ推進計画内容を検討した。ICT活用推進モデル校を設置し、ICTを活用した授業研究を通して効果的な指導方法について研究を深める。平成27年度には北糶谷小学校が、また、平成28年度には蒲田中学校が研究発表会を行い、ICT環境整備の一環として全中学校の普通教室に無線LAN環境と各校3台の電子黒板を配備した。

（34） 教員・保護者向け情報モラル研修の実施

目的 教員、保護者の情報モラルに関する意識を高め、適切なネット使用等を推進することで、児童・生徒の健全育成に資する。

内容 実態調査結果の分析、ネット利用の現状把握、各種機器の体験等

対象 全ての区立小・中学校

沿革 平成28年度より実施

（35） 発達障害支援アドバイザー

目的 巡回指導教員の専門性や通常の学級における発達障害の可能性のある児童への学級担任等の指導の質を高めるために、専門家が指導・助言を行う。

内容 発達障害支援アドバイザーは、各小学校を分担して訪問し、週1回4時間程度、担当校の実態把握や指導方法改善のための助言や支援、指導の補助等を実施する。

沿革 平成27年度から、「発達障害の可能性のある児童に対する早期支援研究事業」の一環として行われ、指定校10校を2人で分担して実施した。平成28年度は小学校全59校を5人で分担して実施した。平成29年度は、小学校全59校を7人で分担して実施する。

（36） 小・中学校連合行事

目的 区立小・中学校の各学校での取組の成果を発表する場として設定し、児童・生徒も教員も他に学ぶ機会をもつことで切磋琢磨し、学習意欲の向上と指導力向上を図ることを目的とする。

対象 全ての区立小・中学校の児童・生徒。

実績（平成28年度）

行事名	対象者	回数
特別支援学級連合運動会	特別支援学級児童・生徒	年1回
特別支援学級連合球技大会	特別支援学級生徒	年1回
特別支援学級連合移動教室	特別支援学級児童・生徒	年1回
特別支援学級連合演劇鑑賞教室	特別支援学級児童・生徒	隔年1回 平成28年度実施
特別支援学級連合作品展覧会	特別支援学級児童・生徒	隔年1回 平成29年度予定
小学校家庭科作品展覧会	区立小学校児童	隔年1回 平成28年度実施

小・中学校連合音楽鑑賞教室	区立小学校第5学年児童、 中学校第2学年生徒	年1回 学校は隔年
小学校連合音楽会	区立小学校児童	年1回
中学校連合陸上大会	区立中学校生徒	年1回
中学校連合学芸会 (音楽・演劇・英語)	区立中学校生徒	年1回
中学校連合ダンス発表会	区立中学校生徒	年1回
小学校図画工作作品展覧会	区立小学校児童	年1回
中学校技術家庭科作品展覧会	区立中学校生徒	年1回
中学校美術科作品展覧会	区立中学校生徒	年1回
小・中学校連合書写展覧会	区立学校児童・生徒	年1回
小学生駅伝大会	区立小学校児童	年1回

(37) 研究・研修

各種専門研修等

ア 目的 学校経営、学習指導、生活指導、学級指導等の教育活動の諸分野について、学校が抱えている教育課題を踏まえながら、教育公務員としての自覚と資質を高める。

イ 対象 区立学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭

平成28年度 各研修実績

研修会名	内 容	回数	参加人数
新任・区外転入管理職研修	新任管理職の学校経営能力、実務能力等の向上を図る研修を行った。	5	131
評価者訓練	人事考課制度と管理職の評価能力の向上を図るための研修を行った。	4	178
主幹教諭研修会	主幹教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	3	370
主任教諭研修会	主任教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	2	530
教務主任会	教務に関する諸活動の充実を図り、教育課程や各学校の課題への対策を構想し、資質の向上のための研修を行った。	6	513
中学校進路指導主任会	進路指導主任の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	4	112
生活指導主任会	生活指導の充実を図るため、学校内外の生活指導上の諸問題について情報交換を行い、指導の在り方を研修する。また、地区別連絡協議会の充実を図った。	11	956
授業改善セミナー	研究主任(校内研修担当)を含む教員を対象に、授業改善のポイントの周知や校内研究(研修)推進のための理論と実践について研修した。	2	888
初任者研修会 センター研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、センター研修を行った。	10	1319
初任者研修会 宿泊研修	1学期の指導上の課題とこれからの指導の充実を図った。	2泊 3日	123
初任者研修会 課題別研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、課題別研修を行った。	6	736
2年次研修	2年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	6	639
3年次研修	3年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	6	431
10年経験者研修	教職経験が10年を越えた教員を対象に、学習指導・生活指導等の能力の向上をはじめ、教育公務員としての資質・能力の向上を図る研修を行った。	15	539
小学校外国語活動研修	小学校外国語活動の指導の実際について、講義及び演習を通して理解を深めた。	2	33
教育相談研修	教育活動に必要な教育相談の基礎的な理論や技法について、講義・演習を通して研修した。	2	220

日本の伝統文化研修	日本の伝統文化のよさに触れ、日本の伝統・文化の継承を図る指導を推進していくための研修を行った。	2	23
郷土博物館研修	大田区立郷土博物館及び大森海苔のふるさと館の2会場を設け、体験プログラムによる研修を行った。	8	154
和楽器実技研修	講義と三味線と箏の実技研究を通して、日本の伝統文化について理解を深めるとともに、実技研修を行う予定だったが台風接近のため中止。	1	30
特別支援教育研修（通年）	通常学級における教員が、発達障害等の特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、具体的な指導のあり方を研修した。	4	370
特別支援教育コーディネーター連絡協議会	特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高め、各校における特別支援教育の推進を図った。	3	300
エリアネットワーク研修	区内の都立特別支援学校と連携し、特別支援教育の基礎とエリアネットワークの考え方について理解を深めた。	1	194
人権教育研修	学校や地域の人権上の課題を明らかにし、各学校が人権教育の一層の充実を図るために講話・協議などをおして研修を行った。	7	613
I C T活用研修	悉皆研修と選択研修を設定し、授業におけるコンピュータ活用など学校全体の情報教育の推進、向上を図る研修を行った。	6	220
小学校理科授業力向上研修	現行学習指導要領で新たに扱うこととなった内容の研修を中心に構成した。また、最先端の科学と結び付けることにより、教員自身の興味・関心を喚起する。	8	191
中学校理科授業力向上研修	理科を専門とするアドバイザーから理科教育の観察・実験の授業を観察し、指導・助言を受ける研修を行った。	8	19

指導・調査研究

ア 進路指導対策

- (ア) 目的 区立中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び講演会等の研修会をおして、よりよい進路指導を推進する。
- (イ) 対象 区立中学校校長、進路指導主任
- (ウ) 実績 進路指導主任会（年2回）
成績一覧表調査（年2回）

イ 生活指導の充実

- (ア) 目的 学校や学区における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導の在り方を協議し、研修をおして学校の生活指導の向上を図る。
- (イ) 対象 区立小・中学校生活指導主任
- (ウ) 実績 生活指導主任会（11回）、家庭裁判所との連絡協議会（1回）
児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（地区ごとに1回）
学校と警察の連絡協議会（1回）、学年末非行防止連絡協議会（1回）（中学校長、大森少年センター署員、4警察署生活安全課長）

ウ 外国人による英語指導

- (ア) 目的 外国人の外国語教育指導員を活用して、日常的な会話や簡単な情報交換等ができるよう、実践的なコミュニケーション能力を培うことを目指す。
- (イ) 対象 区立小学校全学年
区立全中学校全学年
- (ウ) 実績 派遣時間 小学校第1学年・第2学年（年間8時間）
第3学年・第4学年（年間12時間）
第5学年・第6学年（年間25時間）
中学校全学年（年間10時間）
平成29年度より第3学年は年間25時間

エ 外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導

- (ア) 目的 日本語指導が必要な在日外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に、個別や小集団による日本語指導を行う。
- (イ) 対象 日本語特別指導が必要な小学校第1学年から中学校第3学年の児童・生徒
- (ウ) 実績 日本語特別指導（初期指導） 小学校43校119人、中学校15校30人
日本語学級における指導 小学校19校57人、中学校16校50人（平成28年度）

オ 各種調査委員会等

- (ア) 目的 おおた教育振興プラン2014の円滑な実施と今日的教育課題への対応を図るため、必要な調査委員会を設置し、具体策を協議・検討する。
- (イ) 対象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭
- (ウ) 実績（平成28年度）

各種調査委員会	内 容	延べ回数	委員数
国語力向上推進委員会	小学校漢字検定部会、小・中学校読書活動部会の3つの部会を設定し、児童・生徒の国語力の向上を図った。	7	22
体力調査委員会	児童生徒の体力を総合的に把握するため、実態調査を集計し考察し結果を報告書にまとめ、大田区HPに掲載した。	4	10
食育推進委員会	給食指導や各教科で取り組まれてきた食に関する指導を整理し、報告書にまとめた。また、保護者啓発用リーフレットを作成し、食育を推進した。	4	13
中学校社会科副読本編集委員会	「のびゆく大田区」を検討し、を部分改訂した。	1	7
人権・平和に関する指導資料作成委員会	児童・生徒への人権教育の推進を図るため、人権課題に関する指導資料を作成した。	1	7
ものづくり教育・学習フォーラム準備会	大田区におけるものづくり教育推進の方策を協議した。	5	56
授業改善リーダー	大田区学習効果測定結果や全国学力・学習状況調査結果を受け、各教科における本区の学習課題を明らかにし、今後の授業改善につなげる「授業改善のポイント」を作成し各校へ配布した。また、「授業改善のポイント」に基づいた実践報告を「授業改善セミナー」で報告した。	2	36
理科教育推進委員会	おもしろ理科教室の実践状況を調査し、実践報告書を作成した。また、各学校での実践例を掲載し、各学校でのおもしろ理科教室の充実を図った。	1	13
自然体験活動推進委員会	「新版伊豆高原学習ガイド」を部分改訂するとともに、「自然を訪ねて のべやま」を全面改訂し「新版野辺山学習ガイド」を作成した。	5	12
学習カルテ・学習カウンセリング検討委員会	各学校へのアンケートについて、内容の検討・実施・集約・課題抽出を行う。また、学習カウンセリングの方法について検討し、啓発リーフレットにまとめ配布した。	1	6
小学生駅伝大会実行委員会	小学生駅伝大会の実施要項を作成し、2回の担当者説明会を実施するとともに、当日の運営を行った。	8	17
体力向上推進委員会	大田区の子どもの体力向上に関する施策の検討と、総合的・具体的な取組を協議を行った。	2	12
日本語指導検討委員会	日本語指導についての情報交換及び事業改善に向けた協議を行った。	2	7
国際理解教育推進委員会	大田区における国際理解教育推進の方策について協議を行った。	1	8

カ 教育研究推進校（平成 29 年度）

- (ア) 目的 教育委員会の教育目標及び教育施策を達成するため、教育委員会及び区立学校が当面する教育課題を積極的に解決するよう実践的研究や活動を奨励し、本区における学校教育の推進・充実を図る。
- (イ) 対象 < 1 年次 > 馬込第二小学校、洗足池小学校、東糀谷小学校、東六郷小学校、多摩川小学校、相生小学校、大森第十中学校、大森第六中学校
< 2 年次 > 大森第五小学校、池上第二小学校、徳持小学校、松仙小学校、赤松小学校、糀谷小学校、出雲小学校、糀谷中学校

キ 学校教育における環境学習の推進

- (ア) 目的 学校、家庭、地域での、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した望ましい行動がとれるよう推進を図る。
- (イ) 対象 全ての区立小・中学校
- (ウ) 実績 「エコスクールおおた」を踏まえて、学校での節電や節水、ごみの減量などに取り組んだ。また、東京都教育委員会が提供する「くらしと環境学習Web」における環境教育カリキュラム及びCO₂削減アクション月間チェックシートについて情報提供し、各学校の実態に合わせた取組ができるよう支援する。

(38) 学習・指導資料作成

目的 児童・生徒の確かな学力・体力の向上、道徳の授業を核とした心の教育の推進、宿泊を伴う学校行事の一層の充実等を図るため、児童・生徒の学習資料を作成するとともに指導の充実・改善を図る資料を作成することを目的とする。

対象 区立学校の校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭、全児童・生徒

実績（平成 28 年度）

資料本名	内容	配布学年
わたしたちの大田区	小3・4学年用社会科副読本	小学校第3・4学年児童
のびゆく大田区	中学校用社会科副読本	中学校第1学年生徒
新版 野辺山学習ガイド	中学校移動教室用冊子	中学校第1学年生徒
新版 とうぶ学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6学年児童
新版 伊豆高原学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第5学年児童
人権に関する学習資料（小学校）	小学校人権教育リーフレット	小学校第6学年児童
人権に関する指導資料（小学校）	人権に関する指導資料	小学校管理職・教員
人権に関する学習資料（中学校）	中学校人権教育リーフレット	中学校第3学年生徒
人権に関する指導資料（中学校）	人権に関する指導資料	中学校管理職・教員
平和に関する指導資料	中学校人権に関する指導資料	小中学校管理職・教員

(39) 大田区教育研究会

目的 大田区教職員の研究と修養を深め、その成果を教育の振興・発展に資することを目的とする。

対象 区立小学校・中学校・館山さざなみ学校 校長・副校長・主幹教諭・主任教諭・教諭・事務職員・学校栄養職員

実績 一斉部会は年6回開催している。研究授業に向けての事前研究会などは、随時開催している。

- 会員数** 小学校 1,509 名、中学校 686 名、会員数計 2,195 名（平成 29 年 4 月 20 日現在）
- 内容** 教育の発展に資する各種研究機関の設置とその運営
 教育に関する研究、出版、広報活動
 小・中学校単位研究の奨励、援助
 教職員の研修及び研究奨励に関する事業
 小中一貫教育への研究・研修

部会等

ア 小学校研究部

国語 社会 算数 理科 生活科・総合的な学習の時間 音楽 図工 家庭 体育 道徳
 外国語活動 特別活動 学校保健 情報教育 図書館教育 児童文化 学校給食 学校事務

イ 中学校研究部

国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 英語 道徳 特別活動
 養護 総合的な学習の時間 情報教育 図書館教育 生活指導 演劇 学校給食 学校事務
 新聞教育

ウ 小・中合同研究部

特別支援教育 学校教育相談 環境教育 人権教育 進路指導 福祉・ボランティア教育

エ その他

「小中一貫教育の会」があり授業公開や協議会を実施している。

(40) 小・中学校使用教科書一覧（平成 29 年度）

「大田区教科用図書採択要綱」に基づき、小学校・中学校の教科用図書は、下記を使用する。

< 小学校・館山さざなみ学校 >

種目名	教科書名	発行者名
国 語	国語	光村図書出版
書 写	書写	光村図書出版
社 会	新編 新しい社会	東京書籍
地 図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	帝国書院
算 数	新編 新しい算数	東京書籍
理 科	みんなと学ぶ 小学校理科	学校図書
生 活	せいかつ	光村図書出版
音 楽	小学生の音楽	教育芸術社
図画工作	図画工作	日本文教出版
家 庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂出版
保 健	新・みんなの保健	学研教育みらい

< 中学校 >

種目名	教科書名	発行者名
国 語	国語	光村図書出版
書 写	中学校書写	学校図書
社 会（地理的分野）	社会科 中学校の地理	帝国書院
社 会（歴史的分野）	新編 新しい社会 歴史	東京書籍
社 会（公民的分野）	新編 新しい社会 公民	東京書籍
地 図	中学校社会科地図	帝国書院
数 学	新編 新しい数学	東京書籍
理 科	新編 新しい科学	東京書籍
音 楽（一般）	中学生の音楽	教育芸術社
音 楽（器楽合奏）	中学生の器楽	教育芸術社
美 術	美術	日本文教出版
保健体育	保健体育	大修館書店
技術・家庭（技術分野）	技術・家庭（技術分野）	開隆堂出版
技術・家庭（家庭分野）	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂出版
英 語	TOTAL ENGLISH	学校図書

3 交通安全巡回指導

- (1) 目的 児童の交通安全を図るため、平成9年度から専任の交通安全指導員（非常勤）2名を配置し児童に交通安全意識を身につけさせるとともに、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるようになることを目的として指導している。

指導内容は、主に「歩行のルールや横断歩道の渡り方」「自転車の点検と正しい乗り方」「日常生活における交通安全・交通法規の確認」の3点である。それぞれに指導目標を定めて計画的に実施。

また、平成22年度から指導内容をさらに拡充し、中学生及び夏季休業期間中の小学生に対して、交通安全指導を行っている。

- (2) 対象 区立小・中学校の児童・生徒

- (3) 根拠 大田区交通安全指導員取扱要綱
(平成22年1月7日21教教発第12920号教育長決定)

(4) 実績(平成28年度)

内容	対象	回数	児童数
歩行訓練	小学校第1学年	58回	4,839人
自転車教室	小学校	50回	4,886人
下校指導	小学校	45回	3,678人
交通安全教室	小学校	92回	19,611人
	中学校	5回	742人
夏休み自転車教室	小学校	4回	125人
夏休み交通安全教室	小学校	5回	71人
計		259回	33,952人

4 特別支援学級

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置している。

学級では一人ひとりの障がいの特性や発達の状況に応じてきめ細かな指導を行い、社会生活に必要な能力を最大限にのばすことを目標とし教育を行っている。

(1) 根拠法令 学校教育法第 81 条

(2) 事業内容

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級、特別支援教室(小学校のみ)があり、各学級においては、一人ひとりの児童・生徒に対して、個別指導計画を作成し、きめ細かい指導を実施している。

固定学級は、知的障害学級として設置している。

通級指導学級は、情緒障害等、弱視、難聴、言語障害として設置し、通常の学級に在籍する軽度の障がいがある児童・生徒に対して特別な指導を行っている。なお、中学校の情緒障害等通級指導学級においては心因的な理由等による不登校生徒の指導も行っている。

小学校においては、平成 28 年度より情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室を全 59 校に設置している。

(3) 特別支援学級設置数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

小学校・知的障害固定学級(13校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第五	2	10	昭和33年11月1日
入新井第一	3	21	昭和29年4月1日
馬込第二	3	18	昭和37年4月1日
池上	4	30	昭和43年4月1日
池上第二	3	19	平成23年4月1日
東調布第一	3	24	昭和29年4月1日
雪谷	4	30	昭和32年10月1日
洗足池	2	9	平成27年4月1日
東糀谷	2	15	昭和35年4月11日
出雲	3	19	昭和44年4月1日
西六郷	3	24	昭和36年4月18日
矢口東	4	29	昭和33年11月1日
蒲田	3	22	昭和29年6月14日
計	39	270	

小学校・難聴通級指導学級(2校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	11	昭和37年5月7日
北糀谷	1	5	昭和52年3月8日
計	2	16	

小学校・弱視通級指導学級(1校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
東調布第三	1	9	昭和49年4月1日
計	1	9	

小学校・言語障害通級指導学級(4校)

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	9	平成25年4月1日
北糀谷	2	23	平成7年4月1日
志茂田	2	32	昭和61年4月1日
東調布第三	1	19	平成27年4月1日
計	6	83	

特別支援教室(59校)

グループ	学校名	拠点校	児童数
1	中富		14
	大森第四		18
	大森第一		6
2	大森東		12
	大森第五		4
	入新井第五		5
	入新井第一		9
3	梅田		15
	山王		6
	馬込第二		6
4	入新井第二		19
	開桜		31
	池上		10
	入新井第四		12
5	馬込第三		7
	馬込		7
	池雪		19

グループ	学校名	拠点校	児童数
6	小池		22
	洗足池		8
	赤松		19
	清水窪		7
7	調布大塚		9
	田園調布		10
	雪谷		10
8	東調布第三		16
	久原		19
	松仙		18
9	嶺町		19
	東調布第一		15
	千鳥		13
10	多摩川		19
	矢口		17
	矢口西		8
11	志茂田		15
	相生		11
	矢口東		8
	道塚		21
12	おなづか		13
	池上第二		13
	徳持		4
13	六郷		14
	西六郷		7
	高畑		14
14	南六郷		11
	仲六郷		4
	新宿		10
15	羽田		7
	糀谷		17
	東糀谷		15
16	中萩中		12
	都南		9
	萩中		3
17	南蒲		12
	北糀谷		5
	出雲		19
18	東蒲		13
	大森第三		8
	蒲田		10
	合計		715

がついていない学校は巡回校。

中学校・知的障害固定学級（8校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
大森東	3	19	平成27年4月1日
大森第八	3	19	昭和42年4月1日
馬込	3	19	昭和42年4月1日
東調布	3	23	昭和33年11月5日
羽田	2	13	昭和40年4月14日
六郷	3	21	平成25年4月1日
志茂田	3	22	昭和35年11月4日
蓮沼	3	17	昭和31年4月1日
計	23	153	

中学校・難聴通級指導学級（1校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
御園	1	4	昭和57年4月1日
計	1	4	

中学校・情緒障害等通級指導学級（4校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
大森第二	2	11	平成7年4月1日
大森第十	3	25	平成27年4月1日
御園	3	27	平成元年4月1日
東蒲	3	28	平成23年4月1日
計	11	91	

5 館山さざなみ学校

館山さざなみ学校は、ぜん息・肥満・病虚弱・偏食等の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置された。海と丘に囲まれた自然の中で、通常の教育課程も学ぶ全寮制の学校である。

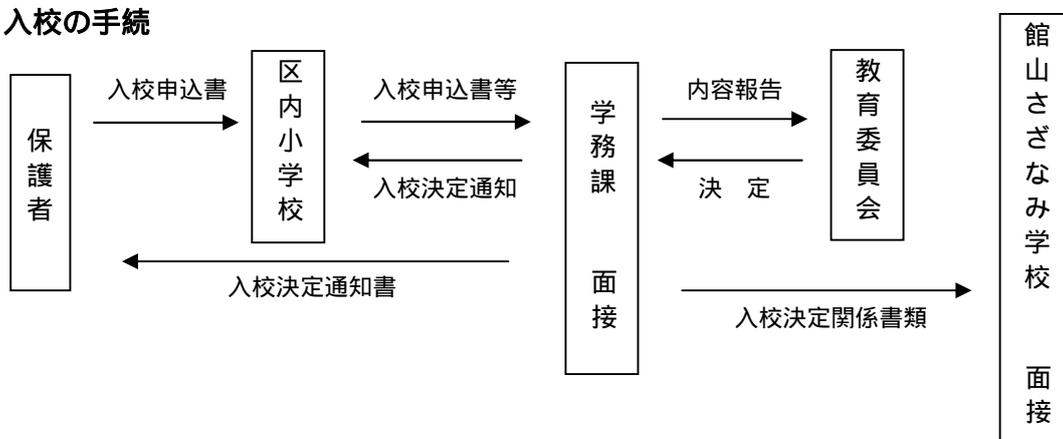
施設は校舎・体育館・寄宿舍・食堂・プール・校庭などが同一敷地内に設けられ充実しており、職員は教職員のほか寄宿舍指導員、看護師等が配置されている。

(1) **根拠法令** 学校教育法第 72 条、同施行令第 23 条第 3 項

(2) **所在地** 〒294-0223 千葉県館山市洲宮 768 番地の 117
電話 0470(28)1811
F A X 0470(28)1812

(3) **入校条件** 区内に居住し、大田区立の小学校に通う 3 年生から 6 年生の児童

(4) **入校の手続**



(5) **学級編制と定員**

学級編制状況 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

学 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1		1	1	3
児童数	2	3	8	8	21

設置学級及び定員

学 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	20	20	20	20	80

(6) **沿革**

昭和 11 年 7 月 岩井養護学園開園

昭和 14 年 7 月 宇佐美学園開園

昭和 22 年 4 月 両学園とも大田区立養護学園となる。

昭和 58 年 4 月 両園を廃園とし新たに館山養護学校開校

平成 19 年 4 月 館山養護学校を館山さざなみ学校に校名変更

6 糺谷中学校 夜間学級

糺谷中学校夜間学級は、さまざまな事情で義務教育を修了(卒業)することができなかった人たちが教育を受ける場として、昭和 28 年 9 月 1 日に設置された。修了時には中学校卒業資格が得られる。

学習内容は中学校の 9 教科で、理解や習熟の程度などに応じて編制したクラスで授業を行っており、連合体育大会や社会科見学等は日曜日の昼間に行うなど工夫している。また、給食(自己負担)を実施している。

- (1) 所在地 〒144-0034 東京都大田区西糀谷 3 - 6 - 23 電話 3741-4340
- (2) 入学できる人 15歳以上で、義務教育を修了していない人や、さまざまな事情により実質的に義務教育を十分に受けられなかった人。学力、国籍は問わない。
- (3) 授業時間 午後5時30分～午後8時55分（1日4時限）
- (4) 授業料 無料

平成29年5月1日現在の在籍者数

生徒数・学級数 (人) (クラス)					生徒の年齢構成 (人)						
学年 性別	1年	2年	3年	計	年齢 性別	15歳~ 19歳	20歳~ 29歳	30歳~ 39歳	40歳~ 57歳	58歳 以上	計
男	4	9	18	31	男	20	9	0	0	2	31
女	1	9	4	14	女	8	4	1	0	1	14
計	5	18	22	45	計	28	13	1	0	3	45
学級数	1	1	1	3							

7 日本語学級

大田区立小・中学校に就学している外国人及び帰国子女等で、日本語の理解が不十分な児童・生徒を対象とした通級学級。生活言語を学ぶ初期指導程度を終了した後、学習言語を学ぶことを目的として、東京都の認証を受け設置している。

(1) 対象

- 小学生で、日本語初期指導（上限60時間）程度を終了した児童
- 中学生で、日本語初期指導（上限60時間）程度を終了した生徒

(2) 指導期間

2年間（小・中学校通算での上限）

小学校在籍中に通級期間が2年に満たない場合で、さらに中学校でも通級を希望する場合は、中学校入学後にあらためて入級申請が必要である。

平成29年5月1日現在の在籍者数

校名 (設置年月日)	蒲田小学校 (平成21年4月1日)							蒲田中学校 (平成22年4月1日)			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
児童・生徒数	1	10	8	7	8	6	40	1	14	13	28
学級数	3						3	2		2	

8 就学援助費の支給

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給する（生活保護法による教育扶助を受けている場合は、教育扶助として支給されている費目を除く）。また、医療費についても援助の対象となっている疾病を治療した場合には、治療に要した費用を支給する。

(1) 根拠法令

「教育基本法第4条」、「学校教育法第19条」等

(2) 申請資格

大田区に居住し、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者

(3) 平成 28 年度認定者数

認定者数 9,240 人 (小学校 5,828 人・中学校 3,412 人)

平成 29 年度 小学校就学援助費目及び支給額 (単位 : 円)

学校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品 費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参加費	修学旅行 参加費	卒 業 アルバム費	計
小 学 校	1	23,210	45,100	15,240	1,050					81,300
	2		45,100	18,340	1,050					61,190
	3		49,500	18,340	1,050					65,590
	4		49,500	18,340	3,150	230				67,920
	5		54,450	18,340	3,150	230	7,300			79,620
	6		54,450	18,340	3,150	230	7,600		7,000	86,920

平成 29 年度 中学校就学援助費目及び支給額 (単位 : 円)

学校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品 費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参加費	修学旅行 参加費	卒 業 アルバム費	計
中 学 校	1	26,120	58,850	29,590	1,680		9,800			122,190
	2		58,850	33,440	1,680					90,120
	3		58,850	33,440	4,800			64,000	7,000	164,240

注 費目には上記の他に「体育実技費」、「通学費(特別支援学級のみ)」がある。

注 移動教室、修学旅行の参加費は限度額。

注 夜間学級は給食費 62,700 円

注 国立・都立・私立については、給食費は支給しない。

9 就学、学級編制

(1) 就 学

大田区には、区立小学校が 59 校、区立中学校が 28 校ある。学校ごとに通学区域を定めており、当該児童・生徒の住所により就学する学校を指定している。指定校以外の学校への就学(指定校変更)については、申請理由及び当該校の児童・生徒数、学級数、施設保有数などを総合的に判断し、相当と認める場合は許可している。

根拠法令

「憲法第 26 条」、「学校教育法第 17 条」、「学校教育法施行令第 5 条」、「大田区立学校設置条例」、「大田区立学校設置規則」等

(2) 学級編制

大田区では、東京都の学級編制基準に基づき小学校第 1 学年は 1 学級 35 人、その他の学年は 1 学級 40 人で学級編制を行っている。平成 29 年度については、小学校第 2 学年で 35 人学級対応加配の適用により原則として 1 学級 35 人で編制しているほか、中学校第 1 学年でも 35 人学級対応加配の適用により、1 学級 35 人での編制、若しくはチームティーチングや少人数指導での活用を図っている。

根拠法令

「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」、「東京都公立小学校、

中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」

10 適正配置

児童のより良い教育環境を整備していくため、区立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を受け、平成12年度に第一次実施計画を策定し、平成14年度に統合を実施、平成15年11月に第二次実施計画を策定、公表し、平成17年度統合を実施した。

(1) 実施の内容

第一次実施計画に基づく統合(平成14年4月実施)

- ・羽田旭小学校を東糀谷小学校と羽田小学校に統合した。
- ・大森第二小学校と大森第六小学校を統合し、開桜小学校とした。

第二次実施計画に基づく統合(平成17年4月実施)

- ・蓮沼小学校と女塚小学校を統合し、おなづか小学校とした。
- ・北蒲小学校と蒲田小学校を統合し、蒲田小学校とした。

11 幼稚園

大田区の区立幼稚園は平成21年3月31日に9園すべて廃園となった。

(1) 根拠法令

「大田区立幼稚園条例」「大田区立幼稚園条例を廃止する条例」

12 校外施設

伊豆高原学園、野辺山学園、休養村とうぶの3校外施設は、区立小・中学校に在学する児童・生徒が、豊かな自然環境の中で集団生活を通じて、人間的な交流を広げ、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めながら、心身共に健全で調和のとれた学習及び健康増進を促進するために、移動教室や夏季施設を実施する施設として設置されている。(平成21年度より、対象学年を変更)

伊豆高原学園は移動教室での利用が優先されるが、児童の利用しない期間に区民、社会教育団体も利用できる。休養村とうぶは、移動教室での利用が優先されるが、年間を通して区民も利用可能である。野辺山学園は、移動教室で生徒の利用しない期間に社会教育団体から使用料を徴収して利用できる。

	伊豆高原学園	野辺山学園	休養村とうぶ
開設	昭和42年9月1日	昭和48年10月12日	平成10年8月12日
所在地	静岡県伊東市八幡野 1154-3	長野県南佐久郡南牧村大字 野辺山字二ツ山 674	長野県東御市和 6733-1
収容人員	260人	384人	児童 260人
運営費	(29年度)82,108,000円	(29年度)146,402,000円	(29年度)12,825,000円
職員数	PFI法による選定事業者	所長他1人 (所長、事務職は兼務)	指定管理者

(1) 根拠法令

伊豆高原学園、野辺山学園・・・大田区立学校校外施設設置条例
休養村とうぶ・・・・・・・・・・・・大田区休養村とうぶ条例

(2) 伊豆高原学園

伊豆半島東海岸の中ほどの静岡県伊東市に設置されている。平成 24 年度から 26 年度まで全面改築を実施した。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校 5 年生が 2 泊 3 日で移動教室を行う。

(3) 野辺山学園

八ヶ岳連峰を目前に眺め、東には飯盛山、女山、北には男山、城山などの山々に囲まれた広大な野辺山高原の中にある。

区立中学校 1 年生が 3 泊 4 日で移動教室を行う。

(4) 休養村とうぶ

雄大な自然に囲まれた信州・東御市に設置されている。ぶどう畑を見下ろし、千曲川が流れ、遠く美ヶ原や北アルプスが望める。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校 6 年生が 3 泊 4 日の移動教室を行う。

(5) 平成 28 年度利用実績

	伊豆高原学園			野辺山学園			休養村とうぶ		
	児童	引率者	計	児童・生徒	引率者	計	児童	引率者	計
移動教室	4,611	531	5,142	3,741	427	4,168	4,614	447	5,061
その他	0	235	235	148	44	192	-	-	-
計	4,611	766	5,377	3,889	471	4,360	4,614	447	5,061

1.3 学校保健・安全

社会生活の多様化は、子どもの健康と安全にも大きな影響を与えている。学校生活における「健康と安全」は、学校教育の発展に欠かすことのできないものであり、学校保健の充実がますます必要である。

大田区では、近年の学校保健の動向をふまえ、学校、学校医、医師会、保護者と一体になって子どもたちの健康管理の充実や健康と安全の推進、保健活動の意識高揚のための啓蒙活動に努めている。

なお、過剰な運動や運動不足など、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成 28 年度から区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

また、必須項目から削除されたぎょう虫卵検査は、検出率が低いため、平成 28 年度より実施していない。

(1) 定期健康診断

心臓検査

ア 対象

区立小・中学校 1 年生

小学校 4 年生で保健調査の結果リストアップされた者

下記の理由により、検査が必要とされた者

- (ア) 学校医聴打診で心雑音があった者
- (イ) 日常検査で心臓検査が必要とされた者
- (ウ) 前年度の結果で検査が必要とされた者
- (エ) 前年度の検査対象者で未検査となっている者

イ 実施方法

(ア) 「一次検査」簡略心音心電図検査

(イ) 「精密検査」標準 12 誘導心電図検査、専門医診察、その他必要な検査

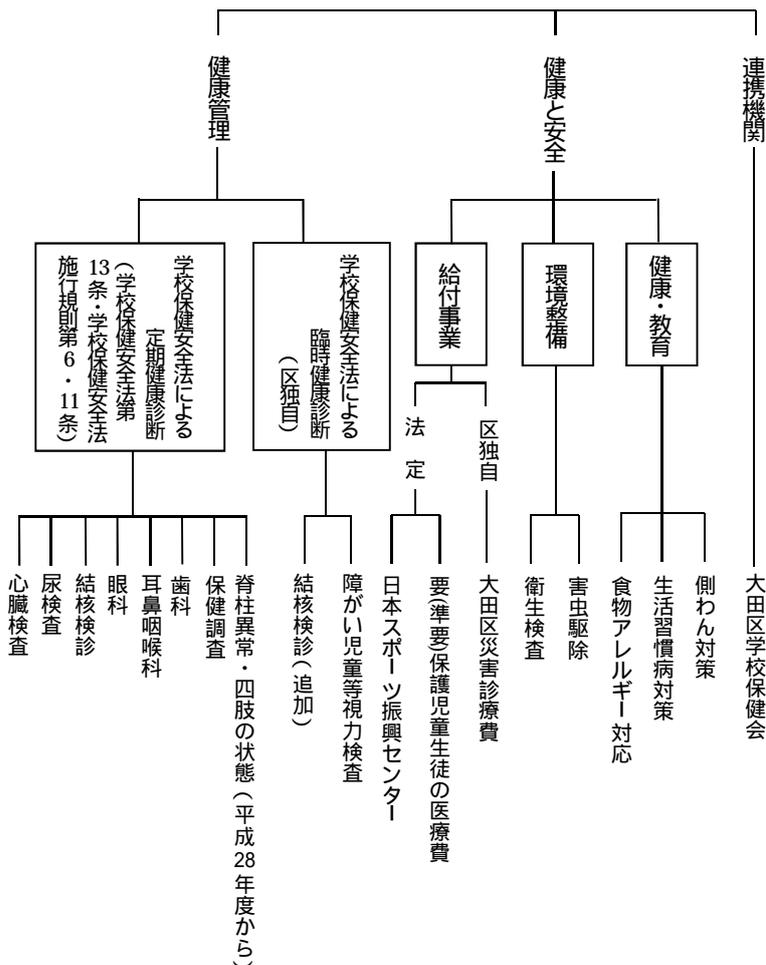
ウ 検査者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
平成 28 年度	8,759 人	228 人
平成 27 年度	8,741 人	211 人
平成 26 年度	8,711 人	232 人

尿検査

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒



イ 実施方法

- (ア) 「一次検査」蛋白、糖、潜血、pH
- (イ) 「二次検査」蛋白、糖、潜血、pH(陽性者は、沈査顕微鏡検査を実施)
(対象者：一次検査の陽性者)
- (ウ) 「三次検査」蛋白、糖、潜血、pH、沈査顕微鏡検査(早朝尿、昼間尿)医師の聴診問診、血圧測定、血液学的検査、血液生化学検査、免疫学的検査、医師の指示によるブドウ糖負荷試験(糖項目陽性者のみ)
- (エ) 「事後指導」各学校医による健康相談を実施する。
(対象者：二次検査陽性者全員に対して実施する。)

ウ 検査者数

年度	一次検査 (受診者数)	二次検査 (受診者数)	三次検査 (受診者数)	事後指導 (実施校数)
平成 28 年度	39,531 人	1,693 人	477 人	87 校
平成 27 年度	39,504 人	1,236 人	271 人	80 校
平成 26 年度	39,189 人	1,210 人	254 人	82 校

結核検診

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 実施方法

- (ア) 問診票により、本人の結核の既往歴や予防内服歴、家族の結核既往歴、高まん延国の居住歴、自覚症状(2週間以上の長引く咳や痰)、過去のBCG接種の有無の情報を得て、学校医の内診の結果も参考にしながら、結核対策委員会で精密検査対象者を選定する。
- (イ) 「精密検査」
 - ×線撮影 結核対策委員会で精密検査対象となった者に対して実施する。
 - 喀痰検査 ×線撮影の結果、必要とされた者を対象に実施する。

ウ 受診者数

年度	検査内容	受診者数
平成 28 年度	調査票による問診	39,590 人
	精密検査	142 人
平成 27 年度	調査票による問診	39,534 人
	精密検査	142 人
平成 26 年度	調査票による問診	39,281 人
	精密検査	112 人

眼科

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 検査者数

年度	受診者数	感染性 眼疾患	アレルギー性 眼疾患	その他の 眼疾患
平成 28 年度	39,288 人	8 人	1,023 人	405 人
平成 27 年度	39,210 人	26 人	1,027 人	371 人
平成 26 年度	38,950 人	17 人	930 人	398 人

耳鼻咽喉科

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 検査者数

年度	受診者数	耳疾患		鼻・副鼻腔疾患		咽喉頭疾患	その他の鼻咽喉疾患
		中耳炎	その他の耳疾患	アレルギー性鼻疾患	その他の鼻・副鼻腔疾患		
平成 28 年度	39,307 人	88 人	2,343 人	997 人	982 人	128 人	27 人
平成 27 年度	39,257 人	64 人	2,468 人	1,015 人	1,084 人	167 人	26 人
平成 26 年度	38,959 人	65 人	2,332 人	1,236 人	1,191 人	155 人	44 人

歯 科

ア 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 検査者数

年度	受診者数	永久歯のう歯の内容		
		未処置歯数	う歯による喪失歯数	処置歯数
平成 28 年度	39,260 人	6,698 本	184 本	11,369 本
平成 27 年度	39,226 人	7,388 本	262 本	12,298 本
平成 26 年度	38,928 人	8,186 本	283 本	12,957 本

保健調査

児童・生徒の健康管理を充実したものとするため、保健調査や定期健康診断結果を集計・管理し、健康管理や保健指導に活用している。

脊柱異常・四肢の状態の検査（平成 28 年度から）

過剰な運動や運動不足など、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成 28 年度から区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

ア 根拠法令

学校保健安全法第 13 条

イ 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

ウ 実施方法

（ア）児童生徒の日常生活の状態を、問診票にて保護者がチェックする。

（イ）問診票や他の教職員からの情報等を養護教諭が整理する。

（ウ）整理された情報を元に内科検診時に学校医が診察。疾病が疑われる場合には、専門病院の受診を勧告する。

エ 受診者数

年度	受診者数	専門病院受診勧告人数
平成 28 年度	39,408 人	390 人

(2) 臨時健康診断

障がい児童等視力検査

通常の視力検査では検査不能な児童・生徒に対して、大田区では独自に眼科学校医と連携して視力検査を実施している。

ア 対象

定期健康診断時に行う通常の検査では、視力測定が不能な児童・生徒

イ 実施方法

(ア) 第一次スクリーニング

(イ) 精密検査

ウ 検査者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
平成 28 年度	6 人	0 人
平成 27 年度	1 人	0 人
平成 26 年度	4 人	0 人

結核検診(追加)

平成 23 年度から結核が多くまん延する国に一定の居住歴がある児童・生徒が転入した場合等
限り、定期健康診断に加え、秋・冬の時期において、臨時健康診断として結核検診を行うことと
した。

ア 根拠法令

学校保健安全法第 13 条

イ 対象

区立小・中学校の児童・生徒のうち、結核が多くまん延する国に一定の居住歴等がある、
定期健康診断時以降に転入した児童・生徒

ウ 実施方法

(ア) 問診票により、本人の高まん延国の居住歴等の情報を得て、学校医の内診の結果も参
考にしなが、結核対策委員会で精密検査対象者を選定する。

(イ) 精密検査

X線撮影 結核対策委員会で精密検査対象となった者に対して実施する。
喀痰検査 X線撮影の結果、必要とされた者を対象に実施する。

(3) 給付事業

学校管理下の事故による疾病についての医療費等の給付

ア 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

イ 対象

区立小・中学校の児童・生徒で、区立小・中学校の学校管理下で災害にあった者

ウ 実施方法

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の加入金を納付し、学校管理下での災害に
対し医療費等の給付を行う。

エ 給付件数

年度	給付件数	給付金額
平成 28 年度	3,546 件	26,526,417 円
平成 27 年度	3,784 件	59,728,325 円
平成 26 年度	3,781 件	29,724,227 円

要(準要)保護児童生徒に対する医療費の援助

ア 根拠法令

学校保健安全法第 24 条、学校保健法施行令第 9 条

イ 対象

区立小・中学校に在学する要（準要）保護の児童・生徒で法 24 条の政令に定める疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた者

ウ 実施方法

要（準要）保護児童生徒医療券を医療機関の窓口に提示することにより、児童・生徒に係わる保険診療の自己負担分を援助する。

エ 延受給者数と援助金額

年度	延受給者数	援助金額
平成 28 年度	0 人	0 円
平成 27 年度	0 人	0 円
平成 26 年度	0 人	0 円

区独自の施策としての給付事業

日本スポーツ振興センターの給付対象外の学校管理下の災害についても、大田区災害診療費を給付して、保護者負担の軽減を図っている。

(4) 環境整備

学校施設の環境衛生の維持・改善を図るため、学校環境衛生基準に基づき、教室等の空気環境の検査や学校プールの水質検査など衛生検査を実施している。また、衛生害虫等についても、児童・生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を実施している。

(5) 健康教育

生活習慣病対策

児童・生徒の肥満は、放置すると成人の肥満に移行し、高血圧、糖尿病、心機能障がい等、いわゆる生活習慣病をひきおこす一因となる。大田区では、講演会・子どもの健康づくり教室の開催などを通じて生活習慣病に関する知識の普及を行っている。

平成 28 年度実施事業

健康づくり講演会の開催	年 1 回開催
対象者 学校医、学校薬剤師、学校長、養護教諭、学校栄養士、PTA 等学校保健関係者、区民等	
子どもの健康づくり教室	年 3 回開催（池上会館）
対象者 児童・生徒とその保護者	年 43 校開催（小学校） 年 3 校開催（中学校）

側わん対策

定期健康診断の検査項目に「四肢の状態」が追加されたことに伴い、平成 28 年度より脊柱異常と四肢の状態の検査を内科検診時に行っている。側わん症が疑われる場合には、保護者に周知啓発用リーフレットを配布し、整形外科の早期受診を促している。

1 4 学校保健統計

平成 28 年度 児童・生徒の体格平均値

学年	区分	身長 (c m)		体重 (k g)		
		男	女	男	女	
小 学 校	1 年	全 国	116.5	115.6	21.4	20.9
		都	116.4	115.7	21.3	20.9
		大田区	117.3	116.3	21.6	21.0
	2 年	全 国	122.5	121.5	24.0	23.5
		都	122.8	122.1	24.1	23.6
		大田区	123.0	122.1	24.3	23.6
	3 年	全 国	128.1	127.2	27.2	26.4
		都	128.5	127.1	26.9	26.2
		大田区	128.6	127.8	27.3	26.6
4 年	全 国	133.6	133.4	30.6	29.8	
	都	133.6	133.8	30.1	29.7	
	大田区	134.1	133.8	30.8	30.0	
5 年	全 国	138.8	140.2	34.0	34.0	
	都	139.3	140.5	34.3	33.9	
	大田区	139.6	140.3	34.4	33.9	
6 年	全 国	145.2	146.8	38.4	39.0	
	都	145.8	147.2	38.8	38.8	
	大田区	145.8	147.3	39.0	39.2	
中 学 校	1 年	全 国	152.7	151.9	44.0	43.7
		都	153.2	152.6	43.7	43.5
		大田区	153.4	152.3	44.5	44.0
	2 年	全 国	159.9	154.8	48.8	47.2
		都	160.7	154.9	49.5	47.1
		大田区	160.8	155.5	49.9	47.5
	3 年	全 国	165.2	156.5	53.9	50.0
		都	165.9	156.9	54.2	49.7
		大田区	166.3	157.2	54.9	50.5

館山さざなみ学校、糞谷中学校夜間学級は含まない。

座高は学校保健安全法施行規則の改正に伴い、平成 28 年度から検査項目より削除した。

15 学校給食

児童・生徒の心身の健全な発達のため、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために以下のことがらを目標とし、その達成に努めている。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(1) 根拠法令 学校給食法

(2) 対象 大田区立の全小中学校において実施

(3) 内容

給食費

本区では、人件費、施設設備費、維持費及び光熱水費を公費で負担し、食材料費のみを保護者負担として学校給食を運営している。

【一人当たりの給食費（平成 29 年 4 月 1 日付け改定）】

学年		項目	1 か月当たりの給食費	1 食単価
小学校	低学年（1・2 年生）		4,100 円	235 円
	中学年（3・4 年生）		4,500 円	255 円
	高学年（5・6 年生）		4,950 円	280 円
中学生（1～3 年生）			5,350 円	320 円

給食実施回数

教育委員会では、基本回数を小学校 193 回、中学校 184 回としている。

【年間の給食実施平均回数】

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
小学校	192	192	194
中学校	182	181	184

栄養基準量

学校給食における食品構成（必要な栄養基準量をとるための食品とその目安）は、小学校では中学年を「1」とし、低学年は「0.9」、高学年「1.1」、中学校では「1.3」としている。

【児童・生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準】

学年	区分	エネルギー	たんぱく質	脂質	(食塩相当量) ナトリウム	カルシウム	鉄	(レチノール相当量) ビタミンA	ビタミンB ¹	ビタミンB ²	ビタミンC	食物繊維	マグネシウム	亜鉛
		kcal	g	%	g	mg	mg	μgR E	mg	mg	mg	g	mg	mg
小学校	低学年	530	20	学校給食による 全体の25～30% 摂取エネルギー	2.0未満	300	2	150	0.3	0.4	20	4	70	2
	中学年	640	24		2.5未満	350	3	170	0.4	0.4	20	5	80	2
	高学年	750	28		2.5未満	400	4	200	0.5	0.5	25	6	110	3
中学生	820	30	3.0未満		450	4	300	0.5	0.6	35	6.5	140	3	

(4) 大田区立小中学校給食調理業務委託沿革

「大田区事務事業等適正化計画」に基づき、民間業者に給食調理業務を委託し、平成28年度をもって全校民間委託を完了した。

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
実施小学校						8	11	14	20	24	26
全小学校数	63	63	63	63	63	63	61	61	61	59	59
実施中学校	6	12	20	28	28	28	28	28	28	28	28
全中学校数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
実施小学校	30	33	37	39	42	45	48	51	55	59
全小学校数	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
実施中学校	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
全中学校数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28

16 学校施設の整備

学校が子どもたちの学習や生活の場であることや、地域のコミュニティ拠点であることを考慮し、安全で衛生的な学校施設を整備していく。

(1) 学校施設の改築

良好な教育環境を確保し、今後大量に見込まれる学校施設の改築を計画的に進める。

東六郷小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎の解体工事を完了する。 ・体育館改築工事に着手する。
志茂田小学校 志茂田中学校	<p>< 志茂田小学校 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎解体工事を完了する。 ・校舎改築工事に着手する。 <p>< 志茂田中学校 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・志茂田小学校と一体工事のため、平成 29 年度は工事を行わない。
大森第四小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎一部解体工事を完了する。 ・校舎改築工事（ 期 ）に着手する。
大森第七中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計を完了する。 ・実施設計に着手する。 ・仮設校舎建設に着手する。
入新井第一小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計に着手する。
東調布第三小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画を策定する。 ・基本設計に着手する。
赤松小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画を策定する。 ・基本設計に着手する。
田園調布小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画に着手する。
東調布中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画に着手する。

(2) 学校施設の改修

安全で快適な教育環境を確保するため、大規模な改修を計画的に実施する。

平成 28 年度実績

普通教室その他照明改修工事	入新井第二小学校、千鳥小学校、六郷中学校
給水設備直結化工事	調布大塚小学校、東糀谷小学校、相生小学校

(3) 緑化の推進

地球にやさしいまちづくりとともに子どもたちの環境教育の充実を図るため、学校施設を活用した緑化を推進していく。

平成 28 年度実績

校庭芝生化	高畑小学校、蒲田小学校
壁面緑化	矢口東小学校
屋上緑化	東六郷小学校

(4) 安全管理計画

学校保健安全法の規定に基づき、平成 8 年 2 月に学校安全管理計画を定めた。これは学校の施設設備に関する安全管理について必要な事項を定め、これを的確に実施することによって施設等に起因する事故を防止し、児童生徒等の安全を確保することを目的としている。

学校内のすべての施設について、日常点検・定期点検・臨時点検を行い、点検の結果、異常又は危険を認めた箇所については使用禁止等の措置をした上で、学校・教育委員会が連携して直ちに必要な処置を講じている。

点検する時期・箇所・項目を包括的に定めることによって学校施設の統一かつ効果的な安全管理を実施している。

1 7 児童生徒の安全対策

(1) 学校緊急連絡システム

目的 緊急情報を児童・生徒の保護者、学校関係者にメールで配信することにより、子どもの安全・安心を確保するとともに、地域の防犯に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

経緯 平成 18 年 4 月に、子どもに関する緊急連絡情報を迅速かつ正確に提供するため、区（防災課（当時））において保護者の携帯電話に電子メールを配信するシステム（こども緊急連絡システム）を導入した。平成 20 年 4 月からは、提供サービスを拡大し、「区民安全・安心 メールサービス」へとシステムの変更を行った。

教育委員会は、当該システムを活用して「学校緊急連絡システム」を構築し、教育委員会、学校、保護者間の緊急時連絡用システムとして、配信を希望する関係者に対し、不審者等の情報及び緊急情報の配信を行っている。

内容 学校緊急連絡システムで配信する内容は以下のとおり。

- ア 子どもの安全に係る事件、事故等の発生、又はその発生の恐れがある情報
- イ 学校等で行われる行事の実施、中止の情報
- ウ 台風等による休校の情報
- エ その他、学校長が連絡を必要と判断する情報

対象 区立小中学校に通う児童・生徒の保護者、区立小中学校教職員、区立小中学校関係者、教育委員会事務局職員

参考 区民安全・安心メールサービスは、区（防災危機管理課）が運営しており、「防犯情報」「防災情報」「気象情報」「地震情報」「水防情報」「防災無線」の配信を行っている。登録者は希望に応じて各情報を選択受信することができる。なお、学校緊急連絡システムに登録を行うと、区民安全・安心メールサービスへの登録の有無に関わらず「防犯情報」が自動的に送信される。

(2) 防犯ブザーの配付

目的 学校、保護者、PTA、地域等が実践している児童の見守り活動の一環として防犯ブザーを配付し、登下校時の防犯体制を強化する。

内容 区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う小学 1 年生は申請により配付し、ランドセルに装着する等によって登下校時に携帯する。

対象 区立小学校に入学する小学 1 年生及び区立以外の学校に通う区内在住の小学 1 年生
防犯ブザー配付数（平成 29 年度は区立小学校の 4 月当初の一斉配付数）

年度	対象	個数
平成 29 年度	1 年生	5,202 個
平成 28 年度	1 年生	5,305 個
平成 27 年度	1 年生	5,195 個

(3) 通学路防犯設備整備事業（防犯カメラの設置）

目的 区立小学校の通学路に防犯設備（防犯カメラ）を設置することで、学校、保護者、PTA、地域等が実践している通学路における児童の見守り活動を補完し、防犯体制をさらに強化することを目的とする。

内容 1校あたり防犯カメラ5台。区内全小学校の通学路に設置する。

実績 平成29年度 19校（予定）

平成28年度 20校

平成27年度 15校

(4) 中学校防犯カメラ整備事業

目的 全区立中学校の校内に防犯カメラ等を設置し、生徒の学校生活や施設の防犯・安全体制の強化を図る。

内容 平成30年度までに1校あたり防犯カメラ4台、モニター2台、レコーダー1台を区内全中学校に設置する。

計画 平成29年度 14校（予定）

平成30年度 14校（予定）

18 学校防災活動拠点整備事業

(1) **目的** 区立小・中学校を「学校防災活動拠点」と位置づけ、逃げ込む場所である「避難所」から「災害へ立ち向かう場所」へと、情報収集・伝達や地域活動の支援機能を拡充させた地域の防災拠点への転換を推進する。

(2) **内容** 平成27年度までに計78校の小・中学校を学校防災活動拠点に指定、平成28年度までに全ての区立小・中学校を学校防災活動拠点として整備した。

19 教育センター

(1) 教育相談

教育相談

- ア 事業の目的 社会生活の複雑化や環境の変化にともない、子どもの問題行動等が増加するなど、子どもの生活の中で生ずる課題は多様化している。
教育相談（教職・心理職相談員）では子どもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方などについて助言等を行う。また、区立小・中学校等への訪問・ケース会議への参加などを通し、学校並びにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、学校不適応の解消等を目指した相談を実施する。

- イ 対象 大田区在住の児童・生徒及び保護者等（相談員 18 名）
ウ 件数

年度	来室相談	子ども 電話相談	メール 相談	電話相談	SSWの 対応状況	適応指導 教室の相談	合計
28	3,936	9	5	2,582	2,294	719	9,545
27	2,839	23	0	2,983	1,430	417	7,692
26	2,555	17	0	2,921	768	314	6,575

「SSWの対応状況」は、電話件数・相談受付・学校訪問・家庭訪問・関係機関訪問の合計
メール相談は、平成 18 年度から実施。教育センターでは、平成 26 年度から開始。
平成 29 年度は、子ども電話相談、QRコード（メール相談）を印刷した「はねびょんキーホルダー」を作成して児童・生徒向け相談窓口のPRを図る。

就学相談

- ア 事業の目的 心身に障がいのある子どもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学などの相談を実施する。その中で心理検査や医学診察、学校・学級体験などを実施するほか、専門家の意見を聴取する機関である就学支援委員会を開催する。

- イ 対象 大田区在住の幼児・児童・生徒及び保護者等（相談員 12 名）

- ウ 平成 28 年度相談等件数

電話	面談	医学診察	検査	学校体験	学校訪問	就学支援 委員会	合計
882	1,297	159	452	190	11	544	3,535

エ 平成 28 年度相談結果

- (ア) 就学相談 小学校 283 件 中学校 96 件 合計 379 件

就学先	都立特別支援学校					区立特別支援学級					通常学級 (継続相談)	通常学級 (取り下げ)	その他		合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	小計	固定	通級			小計			転出	私立		
						知的障がい	弱視	難聴	言語障がい							情緒障がい等
小	1	2	20	1	24	42	3	2	0	0	47	191	16	3	2	283
中	0	0	4	2	6	53	0	1	0	23	77	9	3	0	1	96
計	1	2	24	3	30	95	3	3	0	23	124	200	19	3	3	379

「通常学級」は相談にかかったが結果的に「通級・転学をしなかった児童・生徒」を示す。

(イ) 転学・通級相談 小学校 354 件 中学校 13 件 合計 367 件

就学先	都立特別支援学校					区立特別支援学級・学校						合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	知的	肢体不自由	小計	固定	通 級				支援教室		小計
						知的障がい	弱視	難聴	言語障がい	情緒障がい	サポートルーム		
小	0	0	2	0	2	29	0	0	38		285	352	354
中	0	0	1	0	1	2	0	0	0	10		12	13
計	0	0	3	0	3	31	0	0	38	10	285	364	367

適応指導教室「つばさ」

ア 事業の目的 不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活指導改善のための相談指導（学習指導を含む）を行い、学校への復帰を支援する。「池上教室」「蒲田教室」「羽田教室」「大森教室」の4教室を開設している。なお、平成29年度から3年間、都適応指導教室機能強化モデル事業を活用し、各教室への活動補助員の配置と学習用タブレット端末の導入を予定している。

イ 対 象 区立小・中学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒（相談員16名）

ウ 通室児童・生徒数及び進路状況（各年度3月31日現在）

年度（内訳）	全通室者数	小学生							中学生						
		通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路			通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路		
			在籍校復帰	退室		在籍校復帰	継続	進学		在籍校復帰	退室		在籍校復帰	継続	進学等
28	113	29	4	2	23	6	5	12	84	3	2	79	26	27	26
池上	43	13	3	0	10	4	1	5	30	0	2	28	15	5	8
蒲田	28	11	1	2	8	2	2	4	17	0	0	17	2	8	7
羽田	10	1	0	0	1	0	0	1	9	0	0	9	8	0	1
大森	32	4	0	0	4	0	2	2	28	3	0	25	1	14	10
27	83	16	1	2	13	5	3	5	67	2	3	62	17	22	23
池上	21	5	0	0	5	3	1	1	16	0	0	16	7	5	4
蒲田	18	2	0	0	2	0	2	0	16	0	1	15	5	6	4
羽田	17	4	0	0	4	2	0	2	13	0	1	12	4	0	8(1)
大森	27	5	1	2	2	0	0	2	22	2	1	19	1	11	7(2)
26	85	18	0	2	16	5	3	8	67	3	11	53	12	18	23
池上	18	5	0	0	5	1	0	4	13	1	1	11	2	1	8
蒲田	29	7	0	2	5	3	0	2	22	1	7	14	3	7	4
羽田	18	2	0	0	2	1	1	0	16	0	2	14	0	8	6
大森	20	4	0	0	4	0	2	2	16	1	1	14	7	2	5

1 家事手伝い1名を含む。

2 就職1名を含む。

ペアレントトレーニング

ア 事業の目的

発達障がい（AD/H D、LD、自閉的傾向）のある小学校の子どもをもつ保護者を対象として、グループ討議を通して学ぶ学習会である。保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身に付け、子どもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるようになることを目的としている。

イ 平成 28 年度の実施状況

期（4月8日～6月17日）・期（7月1日～9月23日）

期（10月7日～12月16日）各期6回

スタッフは小児精神科医・心理相談員・教育相談員で、計7名。

受講者数は、期24名・期25名・期25名（応募者数99名）

スクールカウンセラーの配置

ア 事業の目的 いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため、専門的な経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小・中学校に配置し、学校内の教育相談体制の充実を図る。

イ 配置状況 小学校59校、中学校28校の全校に配置している。また、館山さざなみ学校、中学校相談学級2校にも配置。

ウ スクールカウンセラー相談件数（各年度3月31日現在）

年度	小学校					中学校				
	児童	保護者	教員	その他	合計	生徒	保護者	教員	その他	合計
28	7,378	6,214	11,038	678	25,308	6,496	2,792	9,599	498	19,385
27	7,204	5,641	10,327	423	23,595	5,979	2,730	8,480	576	17,765
26	7,959	5,016	10,962	312	24,249	5,588	2,559	10,096	534	18,777

メンタルフレンドの派遣

ア 事業の目的 学校不適應の児童・生徒の学校生活への適應を支援するため、心理学や教育学を専攻している大学生・大学院生などをその家庭に派遣する。話し相手などのふれあいの活動の中で児童・生徒の自主性及び社会性を伸ばし、学校生活に適應するように援助する。

イ 対象 不安、無気力及び孤立等の状態を示し、継続的に又は断続的に学校に登校できない区立小・中学校に学ぶ児童・生徒で、本人及び保護者が派遣を希望する者。3月末登録メンタルフレンド12名。

ウ 派遣実績（各年度3月31日現在）

年度	派遣対象者（人）			訪問場所（人）				延べ派遣件数（件）		
	小学生	中学生	計	家庭	つばさ	相談学級	計	小学生	中学生	計
28	1	11	12	6	4	2	12	37	282	319
27	3	13	16	6	8	2	16	94	396	490
26	5	27	32	11	11	2	24	124	456	580

(2) 子ども科学教室

事業の目的

児童・生徒の科学的思考力や科学に対する探求心を育成するための事業の一つとして実施し、科学教育の振興を図り、「おおた教育振興プラン-学力向上アクションプラン」を支える一助とする。ふだん学校や家庭では体験出来ない実験・観察を通し、身の回りの自然現象に直接触れ、自然に対する興味・関心をもつことができるようにする。

根拠法令 理科教育振興法第3条

対象 大田区在住及び在学の小・中学生、保護者

子ども科学教室受講等人数

年度	開催回数	募集人員の総数	応募人数	受講者数
28	24回	728名	1,819名	628名
27	24回	748名	1,094名	627名
26	24回	758名	1,033名	617名

子ども科学教室実施内容(全24回) 同じ講座で複数開催を含む

NO	講座名	NO	講座名	NO	講座名(親子教室)
1	若葉のミニ図鑑づくり	7	暗やみで光るキーホルダーづくり	1	スズムシの飼育と観察
2	メダカの誕生と飼育	8	草花を見てさわって秋を感じよう	2	スライムを作って遊ぶ
3	ヒヨギモクイで葉脈標本づくり	9	電子楽器を作ろう	3	顕微鏡で見る小さな世界
4	マイナス196 超低温の世界	10	電波をキャッチしてラジオを聴こう	4	七変化万華鏡作り
5	ミョウバンで大きな結晶づくり			5	ペットボトルロボを作ろう
6	生命の星・地球を学ぶ				

(3) ものづくり科学スクール

事業の目的

大田区のものづくり教育推進の一環として行う。

ア 児童・生徒(区内在住の小学校4年生～中学校3年生)が身近にある最先端の科学技術に触れ、科学工作等を体験することにより、ものづくりや科学の楽しさを味わわせる。

イ ハンダ付けや組み立てなど基本的な技能を身に付け、科学の原理等を理解することにより、ものづくりや科学に一層、興味関心をもつことが出来るようにする。

実施方法・内容

ア アルプス電気株式会社に、科学技術者の派遣を依頼する。

イ 電子部品キットの組立など科学工作を中心に、ハンダ付け、工具の取り扱いなど基礎的技能的習得を図る。科学の原理や工作技術の説明を加えた内容とする。

ウ 事業に関わる事務及び進行は、教育センター教育図書室の担当教育相談員が行う。

エ 受講者から材料費として1,000円を徴収する。

ものづくり科学スクール実施状況及び応募者数(平成28年度)

	回	実施日	場所	講座名(題材)	応募者数	(倍率)
前期	1	5月15日(日)	アルプス電気(株)	電子ピアノ	177	(8.9)
	2	6月19日(日)	池上会館	四足歩行ロボット	227	(15.1)
	3	7月3日(日)	アルプス電気(株)	電子ピアノ	106	(5.3)
	4	7月31日(日)	池上会館	AM/FMラジオ	153	(10.2)
	5	8月21日(日)	池上会館	四足歩行ロボット	97	(6.5)
後期	6	10月23日(日)	池上会館	四足歩行ロボット	109	(7.3)
	7	11月20日(日)	アルプス電気(株)	電子ピアノ	105	(5.3)

後 期	8	12月11日(日)	池上会館	AM/FMラジオ	114	(7.6)
	9	29年1月22日(日)	アルプス電気(株)	電子ピアノ	56	(2.8)
	10	29年2月12日(日)	池上会館	四足歩行ロボット	105	(7.0)
					1,249	(7.3)

定員は電子ピアノの講座が20名、他は15名

平成27年度は全10講座、定員170名に対して応募者総数は1,404名(8.3倍)

(4) 教育図書室・教科書センター

事業の目的

区立小・中学校教職員等教育関係者の研究施設であるが、広く区民にも開放している。区立学校採択本、小学校から高等学校までの検定済み教科書、教育関係図書・雑誌・資料を収集及び展示する。

平成28年度の特徴

ア 記念誌、研究紀要の整理と充実

区内小・中学校全校から順次届いた冊子にラベルを貼り書架に展示した。研究授業等を予定している教育現場の教師や、大学で教職課程を履修している学生が来て熱心に閲覧していた。

イ 新刊図書の購入

教育関係図書の購入時「新着図書の紹介」を校務支援システムで全校に配信した。また、「教育図書室だより」を毎月発行して、全校に新着関係雑誌を紹介し、貸し出し作業を行った。

ウ 教育図書室利用者数

年度	28	27	26	25
利用人数(延)	1,035	1,421	1,124	992
資料貸出数(冊)	418	301	302	217

1 昭和40年頃からの小学校・中学校・高等学校用の教科書を常時展示している。

教員が授業や校内研修の参考資料にするため、また区民が古い教科書を閲覧するために利用することが多い。

2 平成28年度の法定展示会は平成28年6月17日から7月6日まで土日を除く14日間、教育センター教育図書室で開催した。

3 平成28年度は、平成27年度の検定を受けた高等学校の教科書(平成29年度から使用)が新たに展示された。

エ 「平成28年度教科書展示会」来室者数(人)

実施日 平成28年6月17日(金)~7月6日(水) (土、日を除く)

会場 教育センター教育図書室(4階)

来室者 下表のとおり

区民	校長・教員				教育委員 ・議員	その他	合計
	小学校	中学校	高等学校	その他学校			
2	0	0	25	2	0	0	29

20 幼児教育センター

大田区立幼児教育センターは、幼稚園、保育園、小学校及び家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ連携を深め協働することを支援し、もって幼児教育の充実に資することを目的に活動する。

【設置根拠：大田区立幼児教育センター条例（大田区条例第44号）】

(1) 幼児教育

事業内容

ア 研修、連携

幼稚園教諭、保育士に対し専門的な研修を実施し、区内幼児教育機関職員のさらなる資質の向上を目指す。また、区内の幼児教育機関及び小学校、中学校間の交流・連携を推進することで幼児教育のより一層の充実を図る。

イ 相談、情報

幼稚園、保育園及び在宅児を含めたすべての幼児を対象と捉え、幼児教育に関する情報の提供、親子で参加する講座の開催及び相談事業等に取り組むことで、幼児教育の視点から子育て家庭を支援する。

ウ 調査・研究、啓発、連絡調整

幼児教育に関する調査研究をはじめ、幼児教育関係機関への有用情報の提供、啓発等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

平成29年度事業計画

ア 研修及び連携の推進

(ア) 趣旨

- a 区内幼児教育機関の保育者の資質の向上を図る。
- b 幼児期からの一貫した道徳性や規範意識を高める。
- c 就学前児童が円滑に小学校生活へ移行できるような環境整備に努めるとともに、子ども同士の異年齢交流による豊かな体験の場を増やすことで子どもの健全育成を図る。

(イ) 内容

- a 幼稚園教諭及び保育士の専門性を高めるための合同研修会及び保育園の園内研修を拡充するための支援を行う。
- b 生活規範意識向上講座を指導課と連携して講演会形式で年4回開催する。
- c 保育園、幼稚園、小学校が幼児教育について相互理解を深めるために、研修会及び協議会を実施する。

(ウ) 対象

- a 幼稚園教諭、保育士、その他関係施設職員
- b 幼稚園教諭、保育士、児童館職員、小・中学校教諭、保護者
- c 幼稚園教諭、保育士、小学校教諭

(エ) 実績（平成28年度）

- a - 1 幼稚園教諭・保育士合同研修会 5回開催

研修会テーマ

- ・子供の言葉に関する感覚や伝え合う力を養い思考の芽生えへとつなげていくには
- ・様々な素材に親しみながら、豊かな表現力が発揮される活動の在り方について
- ・個々の発達を捉えながら、幼児期から児童期への連続性を踏まえた就学前教育を考える
- ・子供がイメージを広げながら主体的に環境にかかわり、遊びを展開していくには
- ・子供一人一人の発達や保育の過程を明確に捉えた記録・要録を作成するために

幼稚園教諭・保育士合同研修会参加状況

参加人数				
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	その他	計
93	210	178	31	512

その他は母子生活支援施設の職員等

a - 2 保育園の園内研修拡充支援 2回開催

区立保育園において実施される、公開保育、外部講師による助言指導、参加保育士による協議会等が円滑に実施されるよう、幼児教育センターが支援を行った。このことにより、保育園に相応しい幼児教育の実践を意識するとともに、各園の課題に即した密度の濃い学びの場となった。

保育園園内研修拡充支援事業参加状況

参加園数及び参加人数		
1回	2回	計
15園 21人	23園 29人	38園 50人

a - 3 幼児期運動指導リーダー保育者の養成研修

幼児期の発達に即した運動の指導者を養成するため、一定の保育者に対して、子どもの脳機能と体の発達、適切な運動と生活リズムの効用、発達に即した効果的な運動指導の方法について理解を深める研修を実施した。

幼児期運動指導リーダー保育者養成研修実施状況

修了生 81人（1課程あたり集合研修3回、フォローアップ研修6回の開催）

b 生活規範意識向上講座 4回開催

各教育機関の教職員及び保護者を対象者として実施した。参加者によるグループ協議の後、講話を聴講し、規範意識を高める重要性について、参加者の間で共通理解を深めた。

生活規範意識向上講座参加状況

参加人数						
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	児童館	小学校・中学校	保護者	計
12	39	20	14	67	66	218

c - 1 保幼小連携合同研修会 9ブロック毎に各1回開催

幼稚園、小学校の教諭及び保育士によるグループ討議を通して、機関同士で教育内容の相互理解を進め、交流連携の重要性について共通認識を深めた。

保幼小連携合同研修会参加状況

参加人数				
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	小学校	計
45	46	66	119	276

- c - 2 保幼小連携運動遊び指導者研修会
 幼児期から小学校低学年に共通する「運動遊び」の指導方法についての研修を実施した。

保幼小連携運動遊び指導者研修会参加状況

参加人数				
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	小学校	計
1	37	13	51	102

- c - 3 保幼小地域連携協議会 14 地域にて開催
 児童の就学に際しての学習環境の整備を図るため、保幼小間における情報連携会議を開催した。

保幼小地域連携協議会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	小学校	児童館等	計
142	120	150	252	21	685

イ 幼児教育相談・情報提供・家庭教育支援講座の実施

(ア)趣 旨

- 子育て上の悩みの相談に応じることで、保護者の子育ての負担軽減を図る。また、保護者及び幼児教育機関からの幼児の発達や行動に関する相談に応じることで、日々安定した保育や就学前教育から小学校教育に向けての円滑な接続を支援する。
- 保護者が適切な幼児教育情報を享受し、心にゆとりをもった子育てができるように支援する。また、幼児教育関係機関の連携促進のため、職員向けに関連情報を発信する。
- 保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの発達や遊びについて理解を深め、自信を持って子どもにかかわることができるよう働きかけることで子育て家庭を支援する。

(イ)内 容

- 教育センター内に幼児教育相談員を配置し、電話・来室での相談とともに、保護者及び幼児教育機関の要請に応じて、施設への訪問相談を実施する。
- 保護者及び幼児教育機関に向け、幼児教育や子育てに関する情報誌を発行する。
- 子どもの発達に応じた親子で楽しめる講座を開催する。

(ウ)対 象

幼児及びその保護者、幼稚園・保育園等の保育者

(エ)実 績 (平成 28 年度)

a 幼児教育相談

電話来室相談状況

(単位:件)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相 談	電話	3	6	7	10	4	10	9	13	8	5	6	4	85
	来室	10	7	9	6	9	16	10	14	15	13	12	15	136
	計	13	13	16	16	13	26	19	27	23	18	18	19	221

訪問相談状況

機関種別	訪問施設数	訪問回数	被相談者数(延べ)
幼稚園	19	46	141

b 保護者及び幼児教育機関向け情報誌の発行
情報誌発行状況

幼児教育センター 情報誌 STEP UP	年2回 発行	810部 (各回405施設へ送付)	教育機関向けに発行する情報誌。 保幼小の円滑な接続を目指すために実施した、保幼小連携合同研修会や小学1年生と幼稚園・保育園との交流会などの情報発信を行った。
幼児教育センター だより	年1回 発行	24,000部 (関係機関を通して保護者に配布)	乳幼児の保護者向けに発行する情報誌。 幼児期における運動遊びの重要性について、親子で遊べる運動遊びの紹介を交えながら、情報発信した。
幼児教育振興プログラム<改訂版>	H28年度 発行	4,000部 (区内の保育園・幼稚園・小学校へ送付)	平成17年度に策定した本プログラムについて、その後の幼児教育を取り巻く環境変化を踏まえ、区内の幼児教育を計画的・体系的に進めるための基本的な考え方を示す内容として、改訂を行った。

c 家庭教育支援講座

- (a) 一般型 2回実施 参加：47組の親子107人
- ・親子で楽しみながら表現遊びを体験し、乳幼児期に創造性や表現力を高めることの重要性について理解を深める。(1回)
 - ・親子で楽しみながらできる運動遊びを体験し、さらに生活リズムと食育の重要性についての理解を深める。(1回)
- (b) 園連携型 6回実施 参加：親子271人、参観保育者64人
- ・親子で楽しみながら行う運動遊びを体験してもらうとともに、幼児期における運動習慣、健全な生活習慣、食習慣等の在り方やその重要性の啓発に努めた。(6回)

ウ 調査研究・啓発、幼児教育振興施策の推進、連絡調整機能の発揮

(ア) 趣旨

- a 就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る工夫について考察を進めながら、保幼小の交流情報を収集し関係機関に情報提供する等で幼児教育の充実を図る。
- b 幼稚園、保育園、小学校の連携を図るとともに、「大田区幼児教育振興プログラム」の施策を推進するため、施策の総合的な検討・調整を行う。
- c 関係機関との連携を強化し、幼児教育に関する施策の円滑な実施を図る。
- d 幼児教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、策定以来約10年間、検討・見直しを行っていない「大田区幼児教育振興プログラム」について、平成28年度に「おおた教育振興プラン2014」との整合性を図りつつ、見直しを行った。

(イ) 内容

- a 幼児教育センター職員が小学校1年生の学級支援に携わりながら、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る指導の工夫について考察を進める。また、考察結果を関係機関に情報発信する。
- b 幼児教育機関連絡協議会の事務局として会議の運営を務める。
- c 関係機関との連絡会議への積極参加と関係機関の研修会の相互参加に努める。
- d 平成28年度に学識経験者、幼児教育機関代表、公募委員等による「大田区幼児教育振興プログラム検討委員会」を立ち上げ、審議を行った。

(ウ)実績 (平成 28 年度)

a 1 年生学級への支援活動の実施 (円滑な接続のための調査研究活動)

1 年生学級支援活動実施状況

時期	訪問学校数	訪問回数 (延べ)
4~5 月	10 校	69 回
6~7 月	10 校	65 回
9~3 月	10 校	204 回

b 幼児教育機関連絡協議会 2 回開催

委員数 9 人 (教育総務部長、教育総務課長、幼児教育センター所長、
保育サービス課長、中学校長代表、小学校長代表、区立保育園代表
私立幼稚園代表、私立保育園代表)

c 関係機関との連絡会議等への積極参加

連絡会議等への参加状況

障害児関係機関連絡会議 (障害福祉課主催)	1 回
こども発達センターわかばの家との個別協議会	1 回
要保護児童対策地域協議会実務者会議	5 回
特別支援教育コーディネーター連絡協議会	3 回

指導課主催特別支援教育研修会参加へのコーディネート

エリアネットワーク研修会参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	児童館	その他	計
2	20	10	11	1	44

その他は行政機関等

d 大田区幼児教育振興プログラム検討委員会 4 回開催

< 幼児教育センター設立経過 >

平成 16 年 4 月	大田区における子育て支援・幼児教育のあり方検討会設置
平成 16 年 7 月	「大田区における子育て支援・幼児教育の基本的な考え方」公表
平成 16 年 7 月	「幼児教育に関する実施計画」策定
平成 16 年 10 月	大田区立幼児教育センター条例議決
平成 16 年 10 月	大田区立幼稚園条例を廃止する条例議決 (平成 21 年 3 月末をもって大田区立幼稚園全園廃止)
平成 17 年 4 月	大田区立幼児教育センター設置

2 1 私学行政担当

(1) 私学行政

事業内容

ア 私立幼稚園等

設置者、保護者への助成を通じ、幼稚園に就園しやすい環境整備を行うとともに私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育内容の充実を図る。

イ 私立専修学校各種学校

新設・変更等に関わる許認可事務を通して、私立専修学校各種学校の健全な運営を図る。

平成 29 年度事業計画

ア 私立幼稚園等保護者補助金

(ア)趣 旨 私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。

(イ)内 容

補助金名	根拠法令
私立幼稚園等入園料補助金	大田区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱
私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	
私立幼稚園等就園奨励費補助金	

私立幼稚園等保護者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名		支給対象等	29年度		28年度	
			歳出		歳出	
			人数	金額	人数	金額
入園料補助金		大田区に住民登録し、私立幼稚園等に3、4、5歳児を就園させている保護者	3,450	379,500	3,450	379,500
保育料補助金	保護者負担軽減補助金	同上 所得による補助金額が異なる	9,545	1,083,220	9,470	1,098,956
	就園奨励費補助金	同上 所得制限あり	6,568	828,670	6,162	845,015
保護者補助金合計				2,291,390		2,323,471

イ 私立幼稚園設置者補助金

(ア)趣 旨 私立幼稚園の設置者に補助金を交付することにより、私立幼稚園の振興と健全な運営を図る。

(イ)内容及び根拠法令

振興費補助金	【大田区私立幼稚園振興費補助金交付要綱】
特別支援教育事業費補助金	【同区私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱】
園児健康管理費補助金	【同区私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱】
教材・園具補助金	【同区私立幼稚園教材・園具補助金交付要綱】
幼児教育研究会事業費補助金	【同区私立幼稚園幼児教育研究会事業費補助金交付要綱】
預かり保育事業費補助金	【同区私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱】

私立幼稚園設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	29年度		28年度	
		園数	金額	園数	金額
振興費補助金	大田区内私立幼稚園	48	176,080	48	176,900
		人数	金額	人数	金額
特別支援教育事業費補助金	特別な支援を要する大田区在住の園児が就園している大田区内私立幼稚園	220	66,000	183	54,900
		人数	金額	人数	金額
園児健康管理費補助金	大田区内私立幼稚園	8,070	24,210	8,030	24,090
		園数	金額	園数	金額
教材・園具補助金	大田区私立幼稚園連合会	48	55,520	48	55,360
		園数	金額	園数	金額
幼児教育研究会事業費補助金	大田区私立幼稚園連合会		4,000		4,000
			金額		金額

預かり保育事業費補助金	預かり保育を実施している 大田区内私立幼稚園	園数	金額	園数	金額
		44	29,800	43	28,100
長時間預かり保育事業費補助金	長時間預かり保育を実施し ている大田区内私立幼稚園	園数	金額	園数	金額
			0	4	32,571
設置者補助金合計			355,610		375,921

ウ 外国人学校補助金

(ア) 趣 旨 外国人学校設置者や在籍する児童の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、外国人学校の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内 容

a 外国人学校保護者補助

外国人学校保護者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	29年度		28年度	
		人数	金額	人数	金額
外国人学校保護者補助金	大田区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付要綱で定めた外国人学校に在籍する生徒等の保護者	70	9,240	70	9,240

b 外国人学校振興事業

外国人学校設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	29年度		28年度	
		校数	金額	校数	金額
外国人学校振興費補助金	大田区外国人学校振興費補助金交付要綱で定めた区内外国人学校		0	1	1,000

エ 私立幼稚園入所者支援給付

(ア) 趣 旨 子ども・子育て新制度導入に伴い、施設型給付に移行した区内私立幼稚園及び区内在住園児が区外私立幼稚園等に通園する場合、子ども・子育て支援法に基づき、地域における幼児期の子育て支援の量の拡充と質の向上を進める。

(イ) 内 容

私立幼稚園運営費

補助金名	根拠法令
私立幼稚園運営費	子ども・子育て支援法 大田区子ども・子育て支援法施行規則

幼稚園運営費予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	29年度		28年度	
		園数	金額	園数	金額
私立幼稚園運営費	施設型給付に移行した区内私立幼稚園及び大田区在住園児が通園する区外私立幼稚園等	2	170,397	2	172,383

2 2 社会教育に関する事務の権限及び執行

(1) 大田区教育に関する事務の職務権限の特例

平成 27 年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校教育における体育に関することを除く）、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）は、区長が管理し、執行することとした。これにより、スポーツ推進事業及び大田区文化祭は、観光・国際都市部に移管した。

（根拠）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

平成 27 年度より、青少年を取り巻く諸課題に対して総合的に取り組むため、また地域力のさらなる活用により生涯学習施策の充実を図るため、青少年育成及び生涯学習関連事業を区長の職務権限として地域力推進部に移管したが、社会教育法等に基づく成人教育、青少年教育、社会教育関係団体の支援に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務として地域力推進部に補助執行させるものとする。具体的には、区民大学、日本語読み書き教室、生涯学習リーダー等の育成、青少年リーダー講習会、ユネスコ活動、社会教育関係団体の支援である。

（根拠）社会教育法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

社会教育・社会体育事業の移管・執行先

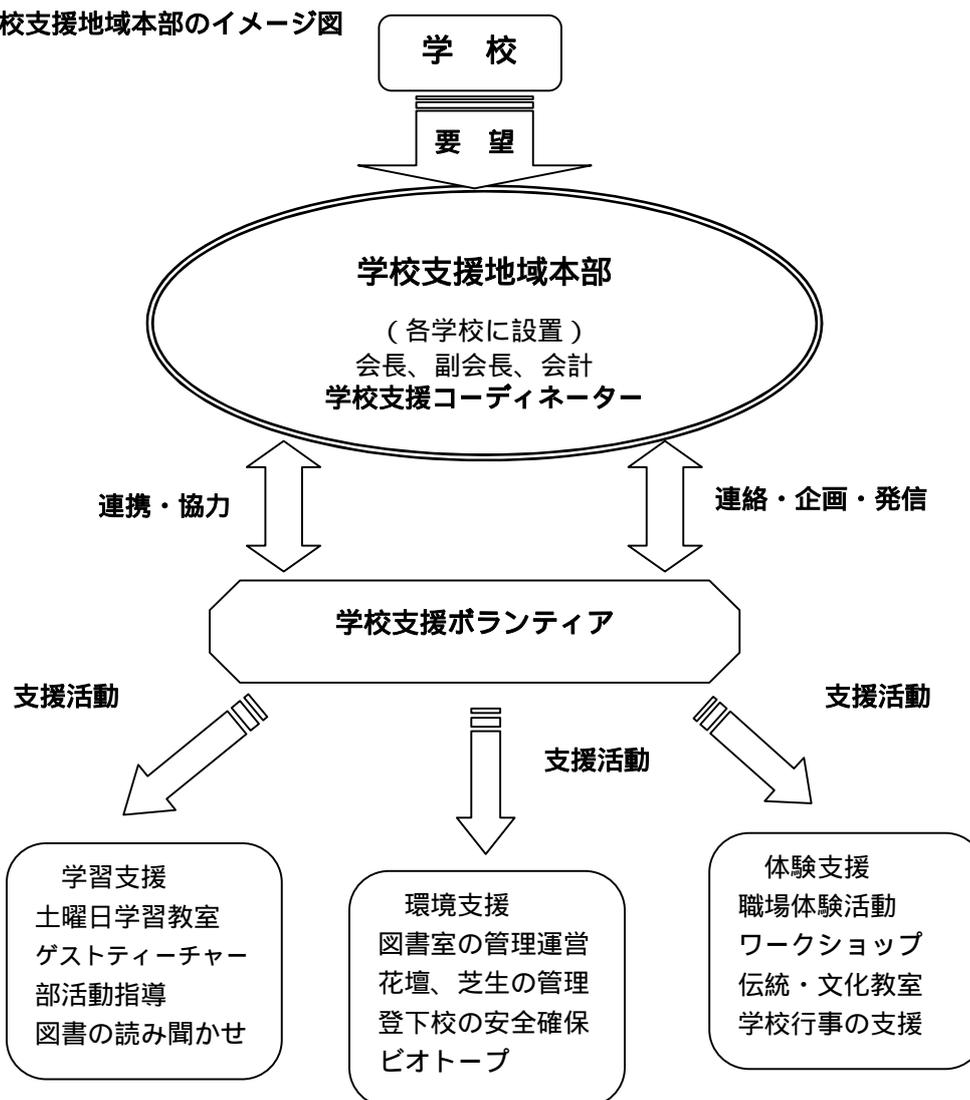
事業名	移管先
生涯学習情報の提供・生涯学習相談	地域力推進部 地域力推進課
生涯学習リーダーの育成（講座・活動支援）	
地域学習リーダー講座	
団体活動ステップアップ講座	
区民による区民のための連携講座	
区民大学	
日本語読み書き教室	
社会教育関係団体・少年育成団体	
生活学校	
ユネスコ活動	
青少年健全育成	
平和島ユースセンター	
心身障がい児交流促進事業	
若草青年学級	
コスモス青年学級	
文化祭	観光・国際都市部 文化振興課 スポーツ推進課
大田区百景	
郷土博物館	
スポーツ推進事業	
体育施設（大田区総合体育館・大森スポーツセンター）	

2 3 教育地域力の推進

(1) 学校支援地域本部

学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして、すべての区立小中学校に学校支援地域本部（スクールサポートおおた）を設置している。学校支援地域本部には学校支援コーディネーターを置き、ボランティアとの連絡調整などを行う。補習教室等の学習支援、図書室の整理等の環境支援、地域の伝統・文化を学ぶ等の体験支援等、さまざまな活動を通して学校を支援する。

学校支援地域本部のイメージ図



学校支援コーディネーター基礎研修

- ア 目的 新任コーディネーターを中心に、「今、なぜ学校支援が必要なのか・学校支援コーディネーターはどのようなことをするのか」をテーマに講演とグループワークを実施。グループワークでは、コーディネーターの主体的な参加があった。
- イ 実績 参加者 14人

4 地区における学校支援コーディネーター研修等の開催

- ア 目的 大森、調布、蒲田の小学校3グループと中学校1グループを4グループとして、各

グループのニーズを踏まえたコーディネーター研修を実施した。また、コーディネーター同士の意見交換や事例報告ができるようグループワークを行った。意見交換等の結果、他の本部での取組を参考にし、各本部の問題解決の契機となるなど、グループ毎の情報交換や、ネットワークづくりの基礎づくりを行うことができた。

- イ 実績
- (ア) 大森地区（講演とグループワーク）
講演「ファシリテーションについて」
グループワーク「夏わく講座の実施方法&ボランティアの募集方法」
参加者 15人
 - (イ) 調布地区（講演とグループワーク）
講演「杉並区立方南小学校の事例紹介」
グループワーク（2班にわかれ、別テーマを検討）
「他校の学校支援地域本部と連携を取りながら子供たちをサポートするための方法について」
「地域の人が学校を身近に感じてもらえるような催事について」
参加者 10名
 - (ウ) 蒲田地区（講演とグループワーク）
講演・グループワーク「広報技術研修」
参加者 16人
 - (エ) 中学校地区（講演とグループワーク）
講演「学習支援等をキーワードに 今とこれから」
グループワーク「より良い授業支援に何が必要なのか」
参加者 12人

学校支援ボランティア登録と学校支援地域本部との連携

- ア 目的 教育委員会に登録されている、さまざまな知識や技術を持つ地域の人材を、学校支援地域本部でも活用できるように、各本部に情報提供を行い、活動の多様化を図っていく。
- イ 実績 登録ボランティア数 25人

(2) 家庭・地域教育力の向上

家庭・地域教育力向上支援事業

- ア 目的 家庭や地域の子どもに対する教育力を向上させるため、子育てに関わる様々な課題についての話し合いや講演会などの事業を支援する。
- イ 対象 5名以上の構成員を有し半数以上が区内在住・在勤の団体で、かつ家庭や地域で子どもに対する教育力を向上させるための活動を実施し、支援を希望する団体。
[根拠：大田区家庭・地域教育力向上支援事業実施要綱]
- ウ 実績 平成28年度支援団体数 22団体
(内訳 P T A等13団体 自主活動団体9団体)
うち保育付講座2講座 参加者数 1,469人

講演会・学習会のテーマ（抜粋）

<p>小学校PTA</p>	<p>子どもたちの“決める力”を育もう～お手伝いをさせる大切さ～ 子どものやる気を育てるためには 子どもとの関わり方・心の成長 褒めるより勇気づける子育て みつめてみよう！私の子育て～子どもに学ぶ家庭教育～ 子どものメンタル～本番で100%チカラを発揮するには～ 姿勢改善でこれからが変わる！！ 自分と家族の命を守る 防災知識 ほか</p>
<p>中学校PTA・ スクールサポート</p>	<p>児童期から思春期へ～家庭の中での子どもとのかかわり方～ 心と体を整える～母から子へのティーンズヨガ～</p>
<p>自主活動団体</p>	<p>健やかな育ちを支えるために おとなの知恵袋 親業ミニ勉強会 思春期における発達障がい児の生きる力を育てよう 地域で育てる～ダウン症のある子どもの言葉の発達と周囲の関わり方について～ 親も子どもありのままに～子どもの生きる力を信じて～ 子どもの生きづらさと社会につながる居場所づくり やっぱり乳幼児期が重要！～青年期に至るまでの土台づくり～ ほか</p>

『平成27年度大田区家庭・地域教育力向上支援事業の記録』発行 大田区HPに掲載

家庭教育学習会

- ア 目的 「おおた教育振興プラン 2014」に基づき、保護者を対象とした家庭教育学習会を実施し、家庭の教育力の向上を支援する。
- イ 対象 次年度区立小学校入学予定児童の保護者
- ウ 実績 平成28年度
 『家庭教育リーフレット』発行 6,500部
- 夏期 小学校4校（南蒲小・千鳥小・羽田小・馬込小）を会場にして実施
 テーマ「入学前の夏、親子で学校へ行こう
 ～気持ちがあぐつと軽くなる！入学が楽しみになるヒント～」
 参加者数 121人 子ども教室（年長児対象）108人 保育28人
- 冬期 1会場（消費者生活センター）で実施
 テーマ「楽しい小学校生活を応援するために
 ～家庭・学校・地域 多様な大人の見守り」
 参加者数 28人 子ども教室（年長児対象）10人 保育3人
- フォロー講座 1会場（消費者生活センター） 前年度の参加者を対象に実施
 テーマ「初めての夏休みを迎える前に
 子どもの力を伸ばすヒントを見つけよう！」
 参加者数 6人 保育3人

PTA研修会

- ア 目的 区立学校のPTA会員がPTAの基礎知識を学び、児童・生徒の健全育成をめざしたPTA活動をより充実させる担い手となるための研修会を実施する。実施にあたっては、大田区立小学校連絡協議会及び大田区立中学校連合協議会と連携する。
- イ 対象 大田区立小学校・中学校PTA会員

- ウ 実績 平成 28 年度
『 P T A のしおり』発行 10,300 部
小学校 P T A 研修会（新任役員研修会）1 回 参加者数 260 人
テーマ「 P T A の役割と進め方」・「 P T A って大変ですか」
中学校 P T A 研修会（施設見学研修）1 回 参加者数 42 人
テーマ「 P T A という地域団体として災害時の対応を学ぶとともに、
地域貢献、社会貢献に活かせる活動を考える」
研修先 東京臨海広域防災公園

2 4 学校開放

区立小学校・中学校の体育館、校庭、会議室などを社会教育その他公共のために活用することにより、区民の学習、文化及びスポーツなどの地域活動の振興を図る。

(1) 学校施設の地域開放

目的 区民の学習・文化・スポーツ活動のために、学校教育に支障のない範囲で、小・中学校の校庭や体育館、特別教室、生涯学習兼地域集会室など学校施設の開放を促進している。

対象 5 名以上で構成する区内在住・在勤・在学の団体
[根拠：大田区立学校施設の活用に関する条例・大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則・同実施要綱]

実績（平成 28 年度）

施設別	回数（回）	人員（人）
小学校計	41,356	1,828,928
中学校計	13,586	554,406
総 計	54,942	2,383,334

(2) 学校開放事業

校庭等開放

ア 目的 子どもの健全育成と余暇の善用に役立つよう、小学校の校庭等を開放し、自由で安全な遊び場を提供する。

イ 対象 小学校の通学区域の児童・幼児とその保護者
[根拠：大田区校庭等開放実施要綱・大田区校庭等開放実施要領]

ウ 実績 平成 28 年度 実施校 53 校 延日数 2,526 日 延利用者数 68,505 人

行事開放

ア 目的 児童の健全な育成と余暇の善用を図るため、スポーツ及びレクリエーションの場として小学校の校庭・体育館を開放する。

イ 対象 当該小学校の児童 [根拠：大田区行事開放実施要綱]

ウ 実績 平成 28 年度 実施校 15 校 延日数 199 日 延利用者数 2,946 人

スポーツ開放

ア 目的 地域住民の余暇の善用と体力づくりを図るため、小学校の体育館を開放しスポーツ活動の場を提供する。

イ 対象 小学生以上の区内在住・在勤者〔根拠：大田区学校体育館スポーツ開放実施要綱〕
 ウ 実績 平成 28 年度 実施校 26 校 延日数 698 日 延利用者数 13,647 人

2.5 小学校における放課後児童の居場所づくり

児童の健全育成の場として、区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所づくりを推進している。居場所づくりにあたっては、学童保育事業及び放課後子ども教室事業を一体的に実施し、名称を「放課後ひろば」としている。

なお、学校施設の状況等により放課後子ども教室事業を先行して実施している学校がある。

(1) 放課後子ども教室

目的 区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育む。

対象 当該小学校の全児童

実績 平成 28 年度 実施校 34 校

平成 29 年度実施校 (55 校、うち新規実施校 21 校)

放課後ひろば 42 校

中富小学校	東糀谷小学校
大森第一小学校	北糀谷小学校
大森第三小学校	羽田小学校
大森東小学校	都南小学校
山王小学校	萩中小学校
馬込小学校	中萩中小学校
馬込第三小学校	出雲小学校
梅田小学校	西六郷小学校
池上小学校	高畑小学校
池上第二小学校	仲六郷小学校
徳持小学校	南六郷小学校
入新井第二小学校	矢口小学校
入新井第四小学校	矢口西小学校
東調布第一小学校	多摩川小学校
調布大塚小学校	相生小学校
嶺町小学校	矢口東小学校
久原小学校	おなづか小学校
松仙小学校	道塚小学校
洗足池小学校	南蒲小学校
清水窪小学校	新宿小学校
糀谷小学校	東蒲小学校

放課後子ども教室単独 13 校

開桜小学校
大森第五小学校
入新井第五小学校
馬込第二小学校
田園調布小学校
東調布第三小学校
千鳥小学校
池雪小学校
小池小学校
雪谷小学校
赤松小学校
六郷小学校
蒲田小学校

26 図書館

(1) 図書館の概要

図書館は、図書館法に基づき、区民ニーズに対応した資料や情報を提供し、区民の学習や文化活動など社会教育の充実を図ることを目的としている。

大田区立図書館は現在 16 館体制で運営している。平成 13 年には、区立図書館との共通利用ができる図書館類似施設として大田文化の森情報館が開館し、平成 23 年 3 月には、改築のため休館していた入新井図書館が民間事業者ビル（大森複合施設ビル）4 階に開館した。

また、大田図書館を除いた地域図書館には、平成 19 年度から指定管理者制度を導入している。指定管理期間を第 1 期は 3 年、第 2 期以降は安定的な運営を図るため 5 年とし、平成 27 年度からは第 3 期指定管理者による運営を行っている。

平成 20 年度から、更なる利用者サービスの向上のため、インターネット資料・検索予約サービスを開始した。平成 24 年度には、図書館電算システムの機器更新を行い、インターネットからの予約サービスの向上を図った。平成 28 年度には、インターネットからの予約は受付総数の 75.6%となった。

[図書館施設の概要]

図書館名	所在地	電話	床面積 (㎡)	開館年月	座席数
大田	田園調布南 25-1	3758-3051	2,151	昭和 45 年 6 月	292
大森南	大森南 1-17-7	3744-8411	1,199	昭和 51 年 11 月	145
大森東	大森東 1-31-3-104	3763-9681	1,250	昭和 57 年 5 月	161
大森西	大森西 5-2-13	3763-1191	1,201	昭和 61 年 8 月	140
入新井	大森北 1-10-14	3763-3633	1,015	昭和 49 年 8 月 平成 23 年 3 月移転	146
馬込	中馬込 2-26-10	3775-5401	1,608	昭和 46 年 5 月	306
池上	池上 3-27-6	3752-3341	1,050	昭和 31 年 6 月 昭和 63 年 4 月移転	102
久が原	久が原 2-28-4	3753-3343	1,200	昭和 59 年 10 月	206
洗足池	南千束 2-2-10	3726-0401	1,254	昭和 35 年 3 月 平成 8 年 7 月改築	201
浜竹	西糞谷 3-32-7	3741-1185	984	昭和 46 年 8 月 平成 15 年 10 月移築	123
羽田	羽田 1-11-1	3745-3221	1,300	平成 6 年 12 月	185
六郷	南六郷 3-10-16	3732-4445	546	昭和 47 年 11 月	52
下丸子	下丸子 2-18-11	3759-2454	1,764	昭和 50 年 9 月	237
多摩川	多摩川 2-24-63	3756-1251	1,211	昭和 58 年 8 月	187
蒲田	東蒲田 1-19-22	3738-2459	1,259	昭和 35 年 3 月 平成 3 年 10 月移築	169
蒲田駅前	蒲田 5-13-26-301	3736-0131	1,710	昭和 56 年 4 月	197
30 年度（予定）まで仮施設で開館				計	2,849

[休館日・開館時間]

図書館名	休館日	開館時間
大田・大森東・入新井・池上・洗足池・浜竹・多摩川・蒲田	第 2 木曜日	午前 9 時～午後 7 時 * 入新井 午前 9 時～午後 8 時
大森南・大森西・馬込・久が原・羽田・六郷・下丸子・蒲田駅前	第 3 木曜日	午前 9 時～午後 7 時 * 蒲田駅前 午前 9 時～午後 8 時

休館日が祝日の場合はその翌日が休館日となる。

《 全館共通休館日 》 年末年始 12月29日～翌年の1月3日

《 特別整理期間 》 各館 年間7日以内（大田図書館は10日以内）

（２） 図書館の事業

資料数

区内全域に施設配置を進め、資料提供の充実を図ってきた。平成14年度からは、図書資料の選定を各館選書方式から集中選書方式に改め、大田区全館の図書資料選択を一元化して行うようになった。現在の蔵書は191万冊を越えている。

各館別資料数（平成28年度）

図書館名	図書		視聴覚資料			
	一般 (冊)	児童 (冊)	C D (タイトル)	カセットテープ (タイトル)	ビデオテープ (タイトル)	DVD (タイトル)
大田	209,604	46,790	4,982	796	268	362
大森南	76,101	23,367	5,946	2,366	0	178
大森東	73,544	19,399	5,030	1,249	64	175
大森西	74,850	22,373	5,854	1,510	85	214
入新井	68,727	23,411	4,737	0	1	166
馬込	96,175	22,262	6,009	129	102	193
池上	87,505	23,724	5,029	252	33	198
久が原	65,965	22,177	4,917	202	44	188
洗足池	93,566	22,977	4,146	0	215	211
浜竹	69,897	20,649	5,437	340	1	178
羽田	88,969	32,470	5,515	453	504	222
六郷	60,338	20,724	4,151	151	94	209
下丸子	100,744	45,266	5,512	5,176	1	191
多摩川	67,586	21,377	2,967	237	4	168
蒲田	78,773	21,665	18,834	256	720	223
蒲田駅前	97,076	32,861	5,958	221	16	183
図書館合計	1,409,420	421,492	95,024	13,338	2,152	3,259
大田文化の森 情報館	65,827	20,219	4,949	0	1	162
総合計	1,475,247	441,711	99,973	13,338	2,153	3,421

大田文化の森情報館は観光・国際都市部が管理する図書館類似施設である。

貸し出し

年間貸出総数は図書553万冊、視聴覚資料47万点を越えている。「共通かじだしカード」は、大田区立図書館全館で共通で使用でき、貸出期間は2週間以内である。また、貸出数は平成18年12月より全館で図書・雑誌12冊、視聴覚資料6点までに拡大した。

ア 対象 区内居住者又は大田区に通勤、通学先がある者

イ 実施方法 住所を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証など）を持参し、貸出申込書を提出のうえ利用者登録する。登録した利用者には「共通かじだしカード」を交付する。中学生以下は、父母等の保証人の署名が必要である。

各館別貸出状況（平成 28 年度）

図書館名	登録者数			貸出冊数		
	社会人・学生	児 童	合 計	社会人・学生	児 童	合 計
大 田	12,356	1,815	14,171	410,685	95,455	506,140
大森南	3,841	1,230	5,071	106,107	46,339	152,446
大森東	4,191	592	4,783	116,664	21,063	137,727
大森西	6,402	1,429	7,831	163,928	54,474	218,402
入新井	14,779	2,429	17,208	406,617	82,600	489,217
馬 込	9,306	1,252	10,558	252,950	50,616	303,566
池 上	9,372	1,559	10,931	325,179	66,308	391,487
久が原	8,144	2,282	10,426	303,304	125,430	428,734
洗足池	18,058	2,694	20,752	499,628	100,478	600,106
浜 竹	5,490	1,282	6,772	181,243	49,609	230,852
羽 田	5,816	884	6,700	156,743	33,565	190,308
六 郷	5,305	1,523	6,828	159,960	64,235	224,195
下丸子	8,384	1,848	10,232	354,423	92,270	446,693
多摩川	6,213	1,560	7,773	206,558	55,068	261,626
蒲 田	5,297	1,039	6,336	168,226	35,891	204,117
蒲田駅前	16,615	1,314	17,929	332,866	36,808	369,674
図書館合計	139,569	24,732	164,301	4,145,081	1,010,209	5,155,290
大田文化の 森情報館	9,522	2,316	11,838	295,489	80,886	376,375
総合計	149,091	27,048	176,139	4,440,570	1,091,095	5,531,665

図書館名	視聴覚資料		
	C D 貸出数	カセット貸出数	ビデオ等貸出数
大 田	35,076	509	114
大森南	14,205	241	17
大森東	15,818	1,420	50
大森西	19,326	974	27
入新井	46,312	148	58
馬 込	27,726	153	44
池 上	26,681	336	26
久が原	26,760	126	69
洗足池	42,236	269	383
浜 竹	20,584	217	36
羽 田	18,764	278	364
六 郷	19,033	86	6
下丸子	28,658	322	48
多摩川	26,412	330	54
蒲 田	21,991	113	244
蒲田駅前	43,629	225	163
図書館合計	433,211	5,747	1,703
大田文化の 森情報館	29,967	101	17
総合計	463,178	5,848	1,720

ビデオ等貸出数には DVD 貸出数を含む

予約・リクエスト

希望の資料が貸出中の場合は「予約」として受け、所蔵していない場合は、「リクエスト」として受け付けている。所蔵していない資料は、都立図書館や他区市の図書館から借用したり、購入するなどしてできる限り利用者に提供している。

ア 対象 登録利用者

イ 実施方法 館内では、予約・リクエストカード等により受け付けている。また、インターネット及び館内利用者端末から区内に所蔵のある資料に限り、利用者自身でも予約できる。電話・FAXによる受け付けもしている。

インターネットからは、28年度 1,246,229 件（全体の 75.6%）の予約があった。

参考調査（レファレンス）

必要な図書や資料を探したり関連する情報を提供している。書架案内、端末での検索のほか、参考資料等を活用してできる限り利用者の調査の援助や資料による回答を行っている。

ア 対象 図書館利用者

イ 実施方法 カウンターでの直接依頼のほか、電話や手紙などによる問い合わせにも応じている。回答は、口頭、電話又は文書で行う。

各館別予約・レファレンス件数（平成 28 年度）

図書館名	予約件数	レファレンス件数	図書館名	予約件数	レファレンス件数
大田	162,757	7,588	羽田	42,046	4,227
大森南	30,561	2,461	六郷	58,518	2,214
大森東	36,418	3,345	下丸子	142,700	8,133
大森西	51,361	2,825	多摩川	68,838	5,357
入新井	176,700	5,871	蒲田	49,488	2,501
馬込	102,101	6,683	蒲田駅前	145,613	5,851
池上	103,967	5,614	図書館合計	1,548,442	84,024
久が原	126,319	6,939	大田文化の森情報館	99,278	8,261
洗足池	201,303	10,929	総合計	1,647,720	92,285
浜竹	49,752	3,486			

児童サービス

子どもと本により良い結びつきを作り出し、子どもが自主的に読書活動ができるよう、様々な児童サービスを行っている。児童用の図書のほか、絵本や紙芝居なども貸し出している。

ア 学校貸出し

区内の小・中学校に対して、学級単位や学年単位、あるいは学校図書館に児童書を長期に貸し出している。

イ 総合学習への協力

「調べ学習」での利用には、図書館での資料の探し方などについて説明している。また、施設見学、職場訪問、職場体験を受け入れている。

ウ 集会行事

各図書館で子ども向け行事やおはなし会、子ども会、映画会などを定期的に行っている。

各館別集会行事回数（平成 28 年度）

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
大田	47	1,166
大森南	85	2,219
大森東	158	1,525
大森西	79	1,571
入新井	88	3,857
馬込	64	2,054
池上	66	1,927
久が原	82	4,400
洗足池	54	1,224
浜竹	82	1,601

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
羽田	112	1,688
六郷	79	2,610
下丸子	66	1,336
多摩川	101	1,907
蒲田	83	1,580
蒲田駅前	98	1,473
図書館合計	1,344	32,138
大田文化の森情報館	0	0
総合計	1,344	32,138

障がい者サービス

体の不自由な方の読書ニーズに、的確に応えることを目的とする。

体の不自由な方が図書館を利用される場合の貸出数は、図書・雑誌 12 冊、視聴覚資料 10 点まで、期間は 1 か月以内である。

ア 宅配

区内在住で来館できない方のために、図書やCD・カセットテープを自宅まで届けている（全館で実施）。

イ 郵送

宅配のほか録音図書・録音雑誌を郵便で送付している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。

ウ 対面朗読

目の不自由な方のために対面朗読室でご希望の図書を朗読している（大田、大森南、大森東、大森西、入新井、馬込、久が原、洗足池、浜竹、羽田、下丸子、多摩川、蒲田、蒲田駅前）。

エ 録音図書の作製、貸出し

希望の図書を録音し貸し出している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。

オ 大型活字本の貸出し

視力の弱い方のために作られた大きな活字の図書を全館に備えている。

障がい者サービス状況（平成 28 年度）

図書館名	障がい者サービス			
	宅配 (タイトル)	郵送 (タイトル)	対面朗読 (回数)	録音図書 作製(タイトル)
大田	12	200	37	2
大森南	0	203	0	0
大森東	74	92	83	1
大森西	12	101	0	0
入新井	394	1	0	0
馬込	42	591	36	0

池上	74	0	0	0
久が原	140	0	0	0
洗足池	18	0	46	0
浜竹	57	0	7	0
羽田	390	0	68	0
六郷	30	39	0	0
下丸子	70	916	77	7
多摩川	375	0	0	0
蒲田	65	0	0	0
蒲田駅前	1	2,057	15	0
図書館合計	1,754	4,200	369	10
大田文化の森 情報館				
総合計	1,754	4,200	369	10

団体貸出し

10人以上のグループに図書を1回100点まで貸し出している。貸出期間は1か月以内である。

- ア 対象団体 館長が適当と認めた読書グループ、社会教育関係団体。
- イ 実施方法 団体の代表者の住所を確認できるものを持参し、団体貸出申込書を提出のうえ登録する。登録した団体には「団体貸出券」を交付する。

団体貸出利用状況（平成28年度）

図書館名	貸出団体数	貸出冊数
大田	39	6,313
大森南	24	4,587
大森東	29	4,977
大森西	29	4,593
入新井	27	7,877
馬込	24	3,044
池上	30	4,726
久が原	31	7,791
洗足池	36	5,163
浜竹	22	4,654

図書館名	貸出団体数	貸出冊数
羽田	18	4,854
六郷	40	4,375
下丸子	27	3,083
多摩川	22	6,830
蒲田	33	5,518
蒲田駅前	28	4,534
図書館合計	459	82,919
大田文化の森 情報館		
総合計	459	82,919

ボランティア養成

地域のボランティア活動を支援するとともに、子どもに対する読み聞かせや対面朗読・録音図書作製を担う音訳者などを養成するため、ボランティア講座を開催している。

ア 読み聞かせボランティア講座

(ア) 対象 図書館で読み聞かせボランティアとして活動できる区内在住者

(イ) 実績

平成29年度予定 講演会 1回 定員 100人

	初級講座	3日×2回	定員	60人(各30人)
	ステップアップ講座	3日×3回	定員	60人(各20人)
平成28年度実績	講演会	1回	参加者	延べ88人
	初級講座	3日×3回	参加者	延べ266人
	ステップアップ講座	3日×2回	参加者	延べ101人
平成27年度実績	講演会	3回	参加者	延べ275人
	初級講座	3日×3回		
	ステップアップ講座	3日×2回	参加者	延べ64人

イ 音訳者現任講座

(ア) 対象 図書館で音訳ボランティアとして活動している区内在住者

(イ) 実績

平成29年度予定	養成講座	12日×1回	定員	20人程度
	デジター講習	3日×2回	定員	20人程度
平成28年度実績	現任講座	5日×1回	参加者	延べ61人
平成27年度実績	現任講座	5日×1回	参加者	延べ47人

集会室・多目的室の利用

集会室は、馬込図書館に設置している。社会教育関係団体が無料で使用できる。

多目的室は、大森南、大森西、久が原、洗足池、羽田、下丸子、多摩川、蒲田図書館に設置している。公益的・公共的団体等が実費相当額で使用できる。読書会等図書館と関係のある行事を行う場合は無料で使用できる。

図書館利用者用インターネット接続環境の整備

平成26年度に、利用者用インターネット端末の全館配備を完了し、図書館内で出版物では補えない情報を都や国などのホームページから取得できる環境を整備した。インターネットの情報検索や有料データベース(朝日新聞「聞蔵 ビジュアル」、第一法規「D1-Law.com」)の閲覧サービスを利用できる。

平成27年度には、より多くの図書館利用者にインターネット接続環境を提供するために、全館に公衆無線LANアクセスポイントを設置した。

学校図書館支援事業

児童生徒の読書活動の推進のために、学校図書館のさらなる充実と利用の拡大を求め、司書等の専門的な視点から活動を支援する。

平成21年度から平成26年度までの試行(各校1年間、延べ小学校15校、中学校12校に実施)を踏まえ、平成27年度からは、大田区立図書館全16図書館で、区立小・中学校全87校に拡充して学校図書館支援サービスを展開、平成29年度も継続して支援を行う。

ア 目的 学校図書館の利用促進と児童生徒の読書活動の推進を図るために、学校と地域ボランティアが連携し、学校図書館が「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備され、円滑に運営されるための支援を行う。

イ 支援内容 「図書と図書館の案内・利用支援」
「授業や学校行事での学校図書館資料の活用支援」

「蔵書点検やデータ修正などの学校図書館整備支援」等

特設コーナーの設置

平成 28 年度から、入新井、蒲田駅前、下丸子図書館の 3 館に「特設コーナー」を設置した。コーナー専任の司書資格を持ったスタッフを置き、図書資料に関する相談を受けた。

- ア 入新井図書館 ビジネス支援コ-ナー
- イ 蒲田駅前図書館 医療介護情報コーナー
- ウ 下丸子図書館 子ども・子育て支援コーナー

2.7 文化財保護

文化財は、人間と自然が残した文化的遺産で、歴史的・芸術的観点から優れた価値を有する有形の財、無形の技・芸である。これらは、今日の歴史・文化の理解を促進し、将来の文化を発展させる区民共有の貴重な財産であると言える。

現在、大田区には、文化財保護法や都・区の文化財保護条例に基づき、170 件以上の文化財が指定・登録されている。亀甲山古墳や本門寺五重塔などの国指定文化財をはじめ、多摩川台古墳群などが都指定文化財、六郷神社獅子舞などが区指定文化財、このほか茅葺民家の山崎家住宅や近代建築の鳳凰閣(旧清明文庫)などの建造物が、国登録文化財となっている。

文化財を保護保存し、将来へ伝えるため、年次計画に基づく文化財調査を実施し、その成果をもとに調査報告書などの文化財資料の作成や講演会、見学会の開催などを行い、普及に努めている。さらに区指定文化財については、「大田区文化財保存事業費補助金交付要綱」(平成 9 年 4 月 1 日施行)に基づき、補助金を交付している。

また埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、大田区に 236 箇所ある(平成 29 年 3 月現在)遺跡の範囲や分布状況を周知し、遺跡の現状を変更する場合には、記録保存のための発掘調査を実施している。

(1) 文化財保護審議会

文化財に関し広くかつ高い識見を有する学識経験者を委員に委嘱し、大田区の文化財の保存・活用に関する事項を審議している。現在 6 名で審議会を構成し、平成 28 年度は審議会を 2 回開催した。

(2) 文化財資料の作成

文化財調査に基づく基礎資料の充実を図るとともに、刊行物やパンフレット・啓発用冊子などを発行している。平成 28 年度は以下の資料を作成した。

『南久が原二丁目 4 番横穴墓 久ヶ原遺跡 発掘調査報告』

「大田区の埋蔵文化財」シリーズの第 23 集として刊行した。

『大田区遺跡地図』改訂版(平成 29 年 3 月現在)

パンフレット「ぶんかざいおおた」第 19 号

(3) 文化財保護の啓発・普及

地域の文化財や歴史を知り、身近に親しんでいただくとともに、文化財の保護・保存・活用に対する理解と関心を深めていただくため、各種の事業を開催した。

また、区指定文化財には、文化財の特色を記した標識板を設置し、管理している。

文化財公開見学会（文化財保護強調週間記念行事・東京都文化財ウィーク事業）

ア 「御嶽神社～神社建築の魅力に触れる～」

内容 国登録文化財3件（「御嶽神社末社一山神社祖霊社」、「水行堂」、「社務所」）、

区指定文化財1件（「社殿彫刻」）の見学と講師による解説

日時 平成28年10月29日（土） 14:00～16:00

会場 御嶽神社（北嶺町37-20）

講師 川島 智生氏（京都華頂大学教授）

参加者 46人

イ 「双盤念仏って何でしょう」

内容 都指定無形民俗文化財「双盤念仏」の鑑賞と講師による解説

日時 平成28年10月30日（日） 14:00～16:00

会場 延命寺（矢口2-26-17）

講師 坂本 要氏（筑波学院大学客員教授、大田区文化財保護審議会委員）

参加者 49人

文化財講演会「大田区の祭囃子いまむかし - 伝承と地域の交流 - 」

内容 区内の祭囃子を中心に由来や伝承、現状について解説

日時 平成29年1月21日（土） 14:00～16:00

会場 大田区民プラザ

講師 高久 舞氏（國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター客員研究員）

参加者 16人

文化財標識板の管理

ア 板面張替 6件

内訳 本行寺「三十番神画像」「日蓮聖人坐像」「古文書（本行寺文書）」「題目板碑」、円応寺「庚申供養塔」、個人宅「しいの古木」

イ 撤去工事 2件

新井宿薬師堂「桃雲寺再興記念碑」「富士講碑」の一時移設による撤去

写真パネル展

平成27年度の文化財に関する主な事業を、写真パネルや解説により、区役所本庁舎ロビーにおいて10月28日（金）から11月1日（火）に、郷土博物館1階ロビーにおいて11月16日（水）から12月25日（日）にかけて紹介した。

（4）文化財調査

文化財調査

ア 歴史的建造物現況確認調査（調査業務委託）

（ア）内容 過去の歴史的建造物リストを元に、残存確認、聞き取り調査、実測調査等を実施

（イ）委託先 大田区歴史的建造物調査会（代表：大川三雄氏）

イ 国登録文化財候補進達関係、都・区指定文化財保存修理事業、現地確認および所見作成

埋蔵文化財調査

遺跡への影響がある住宅などを建築する場合、埋蔵文化財調査を行う。発掘調査の調査費用は、個人住宅等については公費で負担しており、それ以外は各事業主が負担している。発掘調査完了後は調査報告書を刊行し、出土品は郷土博物館において郷土の文化遺産として展示し、活用を図っている。

ア 埋蔵文化財発掘届相談件数 4,581件 (電話 4,052件 FAX 189件 来庁 340件)

イ 埋蔵文化財調査

(ア)個人住宅等(国庫補助金事業対象)

試掘調査 2件(久ヶ原遺跡 久が原四丁目39番及び43番)

本発掘調査 0件

確認調査 1件(勝海舟墓所付近遺跡 南千束二丁目3番)

遺物整理 1件(久ヶ原遺跡 久が原四丁目23番)

(イ)集合住宅等

試掘調査 1件(長遠寺貝塚 南馬込五丁目2番)

本発掘調査 0件

ウ 埋蔵文化財発掘届出 142件

(5) 文化財保存事業費補助金

東京都指定文化財 3件

ア 新田神社「紙本着色新田大明神縁起絵 加卜筆」修理

イ 安養寺「木造阿弥陀如来坐像」修理

ウ 安養寺「木造阿弥陀如来坐像」管理工事(薬師堂防水工事)

大田区指定文化財 2件

ア 善永寺「阿弥陀如来立像」修理

イ 個人宅「しいの古木」樹体保護